

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(2)：

サーリヒーヤ街区における社会経済関係

三 浦 徹

本稿は、19世紀後半のダマスクスのサーリヒーヤ法廷の法廷台帳をもとに、サーリヒーヤ街区における住民の社会経済関係を分析するものである。前稿(『19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)：サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係』)では、法廷台帳が、住民個々人の権利を記帳する登記簿であり、住民は、登記や訴訟のために、各種の人的ネットワークを必要としていたことを示した。本稿では、前稿と同じく、サーリヒーヤ法廷のシャリーア法廷台帳と証書を資料として用いる⁽¹⁾。

法廷文書は、売買、賃貸借、相続などの記録であり、これらのデータを用いた社会経済研究は、ますます盛んになっている。これらは、①農地を対象としたもの②都市の不動産(家屋、商店)を対象としたもの③相続関係の3つに大別することができ、①は主として賃貸借関係を、②は売買関係を扱うことになる。これらの研究は、難解な文書を読み解き、一次資料からデータを拾い出し、社会経済関係を再構成しようとする先駆的研究ではあるが、主として名士・有力者の経済活動に焦点があてられる傾向にあり、また文書から抽出したデータや統計が、そのまま経済の実態であるかのように用いられることも多い。より広く一般の住民の経済を視野に含んだものとして、ダマスクスについては、バープ・ムサッラー街区を対象としたラーフェクの論文と、相続文書の統計的分析を行ったパスカルのもものが挙げられる⁽²⁾。

サーリヒーヤ街区は、ダマスクスの北西郊外、カースィユーン山の麓を流れ

るヤズィード川とサウラー川に沿って町並みが形成されている。13世紀以来、マドラサやモスクなどの宗教施設を核に、住宅、商店などが建設されて発展した。その反面、19世紀後半でもなお、多くの果樹園（農園）がサーリヒーヤ街区の南縁を囲み、田園風景を呈していた。このため、法廷台帳の記録でも、街区内の不動産売買とともに、近郊の農園の賃貸借関係が多く記録されている。本稿では、売買、賃貸借、相続を主に、住民間の社会経済関係を検討する。ここでは、データベースを用いることによって、統計による全体的傾向を把握したうえで、個人レベルでの生活や経済のあり方を再構成する。また、単に法廷の記録から社会経済のデータを抽出するのではなく、経済的関係の結びつき方に着目することによって、法廷をめぐる社会経済関係の実相を探り出すことにしたい。

I. 売買と賃貸借

売買は、サーリヒーヤ法廷台帳に記載された取引のなかで、最大数の275件、約1/3を占め、賃貸借は、64件（7.9%）とこれに比べると少ない（表1参照）。表3-1では、売買と賃貸借の対象となった物件、その価格、所在についてまとめた。ここでは、ひとつの文書のなかで複数の物件の売買や賃貸借が扱われ、それぞれの価格が明記されている場合には、別々の取引として扱ったため、総件数は、売買322件、賃貸借69件となる。

まず、全体的な傾向を検討しよう。売買については、対象物件の約半数は家屋が占め（149件、46.3%）、次に農園126件（39.7%）が続き、商店は22件（6.8%）にすぎない。そのほか、納屋、製粉場、浴場、隊商宿など数件がみられ、動産（毛織物、食器）の売買も2件がみられる。同時期のミーダーン法廷での売買の対象物件は、家屋71.3%、農園9.6%、商店13.9%となっており（表3-2参照）、これと比べると、農園の比率が高く、商店の比率が低いことが、

サーリヒーヤ街区の特徴として挙げられるだろう。他方、賃貸借の対象物件では、農園(それも土地)が2/3以上を占め(51件, 73.9%), 家屋と商店は、それぞれ8件(11.6%), 3件(4.3%)を数えるにすぎない。

つぎに注意すべきことは、家屋にせよ、商店や農園にせよ、物件の内容や所在が詳細に記述され、また、これに対し重層的に権利が設定されていることである。このような物件を表す用語については、すでにレイリーが詳しく検討を行っている。ここでは、サーリヒーヤ街区の物件に焦点をあて、住民の生活との関わりを中心に検討していくことにする。

本論に入るまえに、貨幣単位などについて説明しておきたい。本稿の法廷文書で用いられる貨幣単位は、クルシュ qirsh, pl. qurūsh, kuruş, パラ bāra, para, リラ lira faransāwīya の3つである。クルシュ(ピアストル piastre)は、オスマン帝国下でひろく用いられた銀貨の通貨単位で、法廷台帳では、相続、売買、賃貸借、債権債務など、もっともよく用いられている。パラはその1/40に相当した。リラは、金貨の通貨単位で、法廷台帳では高額の不動産の売買の際に用いられており、クルシュとの換算比として、101, 108, 111などの比率が記録されているが⁽³⁾、本稿ではすべて1:110の換算比で計算した⁽⁴⁾。また、売買など取引の対象となる物件の持ち分は、キーラート qīrāt(1/24, 以下qの略号も併用する)を単位として表示される。文書では、1/72 qとか1/288 qといった微小な単位が用いられるが、これは、イスラム法の分割相続の原則に従って、何代かにわたって分割相続や売却が繰り返されることによって生じたものである。物件はこのような細分化された単位で取引されることが多く、価格の多寡を論じるためには、キーラートあたりの単価を算出する必要がある、本稿での統計処理では、適宜小数に換算した。

1) 家屋

① 用語

家屋を指す用語は *dār* に統一され、その規模に関わらず他の語が用いられることはほとんどない。家屋の構成については、個々の家屋の実体に応じて、屋外の中庭 *ṣāḥa samāwīya*、井戸 *bi'r* や噴水池 *birka*、居室 *masākin*、イーワーン *iwān*、階段 *sullam*、台所 *maṭḥbakh*、客間 *murabba'*、テラス *mashraqa* などの有無や数が述べられる。また、水道や門の位置(接道)、家屋に付随する諸権利 (*ḥuqūq wa ṭuruq wa manāfi' shar'īya*) についても必ず言及があり、これらが家屋の利用に不可欠な条件であったことがわかる⁽⁵⁾。

家屋の売買の大部分は、家屋全体(土地・建物)を売買するものであるが(128件、86.0%)、建物だけや、家屋の一部(客間や階上部)だけを売買する例もわずかにみられる。後者の例でも、親族内の売買には限られていない⁽⁶⁾。一部分を売却する場合は、母屋の門からの接道権が保証され、「母屋の門から(当該の)部屋への通行権と中庭と附属する権利の利用」が明記されている⁽⁷⁾。

売却・購入者についてみると、一物件あたりの平均人数は、売却者1.91人、購入者1.21人で、分割された権利が統合されていく傾向をみることができる。このうち、親族内部での売買とわかる例は、34件(家屋売買文書147件の23.1%)であり、これは、分割相続によって細分化した権利を、親族間の売買によって整理するためのものと考えられる⁽⁸⁾。また、購入者が隣接する家屋を所有している場合(13件)もあり、これらは居住の便を目的としたものと思われる。全体としては、親族間以外の一一般の売買が多くをしめ、細分化した権利でも売買することができたから、家屋は現金化の可能な資産としての価値をもっていた(家屋全体の売買では、12q以下の取引が66件と過半を占める)。

② 価格

価格についてみると、家屋全体を対象とする売買の一件あたりの平均売却価格は2748.8クルシュとなるが、売買された持ち分は、平均11.6キークラートで

あり、1 キーラートあたりの売買単価は 236.0 クルシュとなる。商店の売買の Q 単価はこれを下回るが、農園の各種資産の Q 単価はこの数倍の価格水準にあり、平均では、サーリヒーヤ郊外の農園の市場価値がもっとも高かった。

③ サーリヒーヤ街区の家屋

家屋の所在については、売買物件の 94.0% (140 件)、賃貸借物件の 87.5% (7 件) が、サーリヒーヤ街区内に所在する。しかし、家屋の賃貸借はすべてワクフ物件となっている家屋で、全部で 8 件ときわめて少なく、売買件数の 5.4%、賃貸借全体の 11.6% にすぎない。ダマスクスを含め、都市ではワクフ物件の賃貸住宅が発達していたと考えられているが⁽⁹⁾、サーリヒーヤ街区のワクフ物件の住宅は少なかったのであろうか。

この問題を検討する資料として、売買された家屋の四囲に接する物件についての情報が利用できる。そこでは、東西南北に接する物件の種類と所有者などが簡潔に記されており、住宅地の構成についての情報を提供する。ここで注目されることは、家屋について、「某の家屋」と「某の占有する bi-yad 家屋」という表現とが使い分けられ、さらにワクフ物件のときはその旨が明記されていることである。前二者の使いわけは、5 冊の台帳すべてにみられることから、単なる記帳官の恣意ではなく、また「[I]usayn の家屋、現在は Aḥmad al-Miṣrī の占有 bi-yad」という表現が見られることから、厳密な使い分けがあったと考えられる。単に「某の家屋」と表現されたものは、「某が所有しかつ居住する家屋」の意味であり、一族に相続されたときは「某の相続人の家屋」あるいは「某の相続人が占有する家屋」と表現される。これに対して、「某の占有する家屋」は、当人（または相続人）は占有しているだけで所有権をもたず、おそらくは別の人物から賃借していたと考えられる。表 4-3 は、サーリヒーヤ街区内の 122 軒の売買家屋について、その四囲に隣接する物件を集計したものであるが、「某の家屋」すなわち当人が所有し居住する自宅が 239 軒と家屋数の 9 割を占め、「某の占有」すなわち借家はその 1/7 にあたる 34 軒を数えるだけである。

また、ワクフ物件となっていた家屋はわずかに2軒であり、家屋の賃貸借契約が少ないことと符合する。

以上から、サーリヒーヤ街区においては、その住宅の大部分は、私有され、所有者自身が居住していたと考えてよいであろう。すなわち、個人の持ち家が主体であったことになる。「某の占有する家屋」については、賃貸借されていたと考えられるが、その契約がまったく法廷に登記されていないことは疑問として残される。

サーリヒーヤ街区の住民数は約1万人と推定できることから⁽¹⁰⁾、その世帯数は2000程度、家屋数も同程度と仮定すれば、本稿の対象とする5年間に約150件の家屋に関する売買が記録されていることは、家屋の7.5%について売買が行われたことになり、所有権の移動の頻度は高いといえることができるだろう。

家屋全体が売買された128件のうち、122件(95.3%)はサーリヒーヤ街区内の物件である。これを手がかりに、サーリヒーヤ街区の家屋の構造や価格、所在分布を分析してみよう⁽¹¹⁾。

まず、家屋の構造については、表4-1のようになる。これによれば、売買家屋は、ほぼ例外なく中庭をもち(120件, 98.4%)、中庭を中心にその周囲を部屋が取り囲む住宅形式(中庭式住宅)であったことがわかる。また、2/3の家が井戸または噴水池をもっていた(83件, 67.9%)。サーリヒーヤ街区は、カースィユーン山の麓の湧水線とヤズィード川とサウラー川に沿って町並みが発展し、水の便に恵まれていたが、井戸や噴水の形で住宅施設にも取り入れていたことがわかる。19件(15.4%)の家屋にみられるイーワーンは、中庭に面し、天井部分に半球状にヴォールトをかけた半戸外の空間で、夏にも日陰ができて涼しく、シリアの住宅建築の特徴となっている。今日のイーワーンの利用をみると、両側に長椅子をしつらえ、壁に家族の写真や刀剣などの装飾品などを飾り、家族の居間、あるいは親しい友人の接客の場として用いられている。また、客間(26件, 21.1%)、台所(18件, 14.6%)、階段(17件, 13.8%)、多くは中庭に

面した外階段)、テラス(9件, 7.3%)などの設備を備えていた。これらの設備は、表4-1にも示されるように、かならずしも、高価格の上層住宅に限定されるものではなく、むしろ、各価格帯の家屋に普及していた。

家屋の周囲の様子は、表4-3から知ることができる。周囲が、住宅家屋の場合は57.5%、道路が33.7%であり、四方のうち、少なくとも二面が住宅に接し、一方を道路に面し入口を確保していた。入口を確保し道路に接道していることは住宅家屋の絶対の条件であったが、隣家の敷地を通して道路に通じている家屋もみられる⁽¹²⁾。道路には、公道 *shāri' sultāni*、路地 *dakhla*, *zuqāq*、袋小路 *dakhla ghayr nāfidha* の3つの区別がみられ、袋小路の割合は23件(14.3%)にとどまっている。家屋以外の建築物としては、倉庫12、宗教施設2、商店1が挙げられるが、いずれもごく少数であり、住宅家屋が密集していた様子をうかがわせる。また、果樹園・庭園に面する例も19件(4.0%)みられ、これは後述するハンマーム小街区やアクラードのような周辺部に特徴的な景観となっていた。

売買価格についてみると、表4-1にQ単価による物件分布を集計したが、サーリヒーヤ街区の平均額236.5クルシュをこえるものは36件にすぎず、100クルシュ以下、あるいは101-200クルシュの低価格帯の取引が、それぞれ1/3程度(あわせて全体の66.9%)を占めていた。反面、これらの低価格住宅の十数倍の単価となる高級住宅も併存していたことがわかる⁽¹³⁾。

売買家屋の所在と価格の関係を示したものが、表4-2である。物件の所在については、各文書では、サーリヒーヤなどの大街区名のみならず、小街区名(マハッラ、またはハーラ)、小路名(ズカーク)が記載されている。これをもとに、主な小街区ごとに売買物件数を表に集計した。小路名については、1930年代初頭のフランス委任統治時代に作成された地籍地図 *Plan cadastral* に小路名が記載されており、これを法廷台帳と照合するとともに、98年5月に現地であブー・ジャラシュおよびシャルカスィーヤの街区長(ムフタール)の協力を

えて、小路名を調査した。その結果、現在もなお、1870年代の法廷台帳や地籍地図の小路名の多くが用いられていることが判明した（地図1参照）。

アブー・ジャラシュ Abū Jarash は、サーリヒーヤ街区の発祥のもととなったウマリーヤ学院とハンバル派ジャーミーを含む地域で、東は、シュラファー Shurafā' 小路から西はアカベ 'Aqabe 小路までを指し、これが37件(30.3%)と第一位を占める。これに続くアクラード(16件, 13.1%)は、サーリヒーヤの東側の山麓縁に隣接し、19世紀以降、クルド系の移住者が多いことで知られているが、法廷台帳の取引者にも、クルド系と分かるものが多い。シャルカスィーヤ Jihārkaṣiṣya, Sharkasiya(10件, 8.2%)は、サーリヒーヤ法廷が置かれたシャルカスィーヤ学院の名をとったもので、アブー・ジャラシュの西側の一帯、タガーリバ小路の手前までを指す。セリム1世によって16世紀初頭に建設され、イブン・アルアラビーの墓廟をもつムヒーディーン・ジャーミー Jāmi' Shaykh Muḥyi al-Din を中心とし、アブー・ジャラシュとともに、もともと賑わっていた地区といえる。ハンマーム・ムカッダム Ḥammām al-Muqaddam(14件, 11.5%)は、12世紀に建設された同名のハンマーム(公衆浴場)にちなみ、シャルカスィーヤと、アサド通りをはさんで反対の南側の地帯をさす。タガーリバ Taghālība(6件, 4.9%)とアルーダク 'Arūdak(5件, 4.1%)は、それぞれ南北に走る同名の小路の隣接地帯を指すと考えてよいだろう。スィッカ al-Sikka(12件, 9.8%)は、サーリヒーヤの西端、現在のムハーヅリーンへと通じる通りの名で、その一帯をさす。

表4-2には、小街区ごとの平均売買価格を示した。これによれば、ハンマーム・ムカッダムのキーラートあたりの売買価格が623.5クルシュと群を抜いて高く、これにアクラードの232.4クルシュが続き、他の小街区は概ね100-150クルシュの範囲にあり、大きな差はみられない。ハンマーム・ムカッダムの売買物件をみると、最高価格帯である1000クルシュ以上が2件、500クルシュ以上が5件を占め、あきらかに高級住宅地帯の様相を呈している。地籍地図をみ

ると、サーリヒーヤ街区の南に広がる果樹園に隣接して大きな住宅がならび、法廷台帳に記載された売買家屋の境界にも果樹園などがみられる⁽¹⁴⁾。アクラードの場合も、16件の物件の売却者や購入者に、クルド系のアガ10名、ベイ2名がみられ、富裕な層が邸宅を構えたことが予想される⁽¹⁵⁾。

ハンマーム・ムカッドム小街区における取引の一例をあげてみよう。1294/2/12に, Aḥmad b. Aḥmad Barjāq は Ḥanīfa bint ‘Abd al-Razzāq al-Saqāṭī から, 同小街区の家屋1 q分を10リラで購入した。この家屋の四囲は, 北と東はハンマーム小路 dakhla に, 南側は, Rāghīb al-Khīmī 家に至る袋小路に, 西は, al-Khīmī 家に至るこのハンマーム小路の延長に面するという。家屋の構成は, 中庭, ヤズィード川から引水した噴水池, 台所, 南側にイーワーンと付属室(オダ)2室が, 北側に客間, 西側にカーア(広間)を配し, 上階に居室が設けられ, 立派な屋敷といえるだろう。売買対象となったと考えられる家屋は, 地籍地図上に確認することができる。

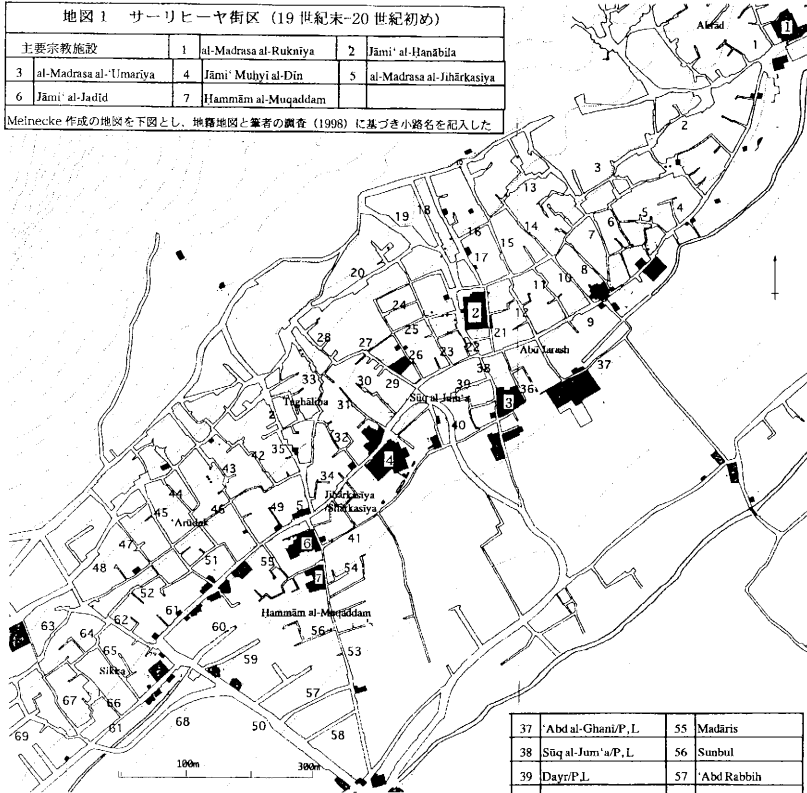
売却者の Ḥanīfa は, サーリヒーヤの名士であるサカティー家の一族で, サーリヒーヤ街区の顔役で法廷にも出廷した ‘Abd al-Majīd のおばにあたり, 本売買には Khalīl Efendī al-Tikrītī を代理人にたて, その委任契約の証人を, サカティー家のイスマーイールなどが務めている⁽¹⁶⁾。彼女は, この屋敷を, その父 ‘Abd al-Razzāq や兄弟から相続するとともに, 自身の姉妹から購入し, 1281/4/11 付けのバブ法廷(主法廷)における売買証書が証文として提示されている。父は, そもそも購入によってこの家を取得し, その証書もまた提示された。他方, 購入者は, その名前から法廷書記として登場する Aḥmad Barjāq 本人またはその一族とみられ, すでに Ḥanīfa からこの家屋の11キーラートを取得しており, 今回の売買により, 両者はそれぞれ12キーラートを所有することとなった。すなわち, サカティー家の ‘Abd al-Razzāq が入手し, 10年以上前に相続された家を, 徐々にバルジャーク家が取得していたことになる⁽¹⁷⁾。

法廷台帳には, 売買された家屋の面積, すなわち規模は記載されていない

地図1 サーリヒーヤ街区 (19世紀末-20世紀初め)

主要宗教施設	1	al-Madrasa al-Rukniya	2	Jāmi' al-Hanābila	
3	al-Madrasa al-'Umarīya	4	Jāmi' Muhyī al-Dīn	5	al-Madrasa al-Jihārkaṣīya
6	Jāmi' al-Jadīd	7	Hammām al-Muqaddam		

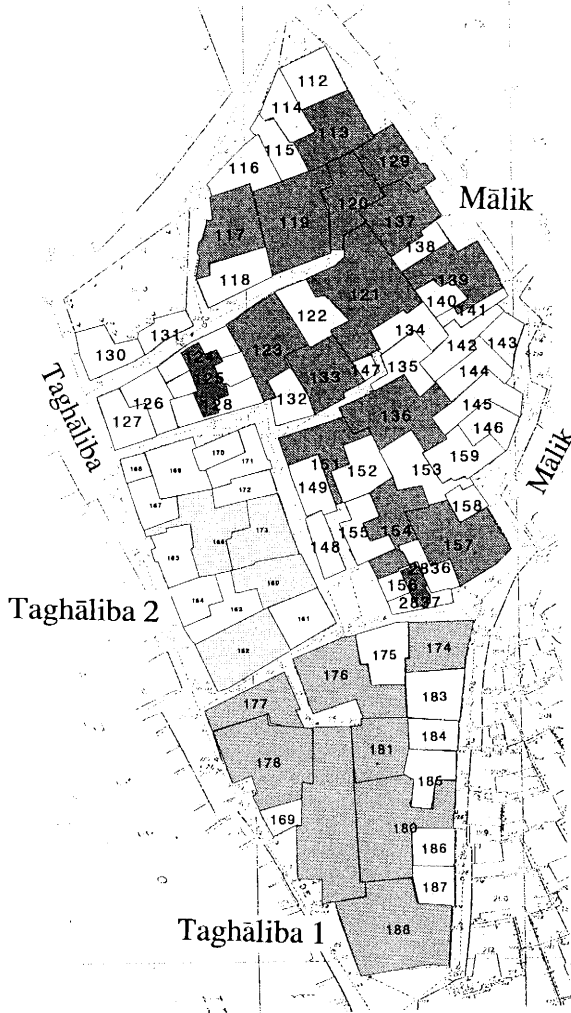
Meinecke 作成の地図を下図とし、地籍地図と筆者の調査(1998)に基づき小路名を記入した



37	'Abd al-Ghani/P, L	55	Madaris
38	Šūq al-Jum'a/P, L	56	Sunbul
39	Dayr/P, L	57	'Abd Rabbih
40	Muhyī al-Dīn/P	58	Bazm
41	Nawā'ir/P, L	59	Sukkar
42	Shayāhin	60	Manāzi

小路名 (P:地籍地図に所載 L:法廷台帳に所載)			
1	'Arafat Agha/P, L	13	Bi'r-Qays/P
2	Maghibara/P	14	Khanisiyāt
3	Turba/P	15	Sibā'/P
4	Karkour/P	16	Halabi/P
5	Chunaf/P	17	Abū Sha'bān/P
6	Šurafa'/P, L	18	Shaykh Ibrāhīm
7	'Araf, 'Arafīn/P, L	19	Ciel/P
8	Ajjaqin	20	Dawādī/P
9	Abū Farash/P, L	21	Miskī/P
10	Shaykh Buriya/P	22	Hanābila/P
11	Hattāb/L	23	Abū Sha'r/P, L
12	Shaykh Yūsuf/P, L	24	Malsū/P
		25	Sarsour/P
		26	'Aqabe/P, L
		27	Sarwe/P
		28	Shu'ara/P
		29	Abū Asad/P
		30	Saqāfi, Sahatie/P, L
		31	Fara'ine/P
		32	Shaykh Qaymar/P, L
		33	Mālik
		34	Ma'āsir/P, L
		35	Taghālība/P, L
		36	Fādīl
		43	Asad al-Dīn/P, L
		44	Shamā'/P
		45	'Arūdak/P, L
		46	Firfin/P
		47	Zarūr/P
		48	Shaykh Muḥammad/P
		49	Malqat
		50	'Aḥī/P
		51	Nour Ayoun/P
		52	Shahabiya
		53	Hammām al-Muqaddam/P, L
		54	Kammīe/P
		55	Madaris
		56	Sunbul
		57	'Abd Rabbih
		58	Bazm
		59	Sukkar
		60	Manāzi
		61	Sikka/P, L
		62	Māwardī/P, L
		63	Toute/P
		64	Dayl/P
		65	Burj/P, L
		66	'Awliyā/P, L
		67	Kheyaran/P
		68	Jadīd
		69	Fawākhīr
			アラビア語表記が確認できないう小路名は、
			地籍地図の表記によった

地図2 タガーリバ小街区 (地籍地図による)



家屋の敷地の色が薄いものは、敷地面積が100㎡以下の家屋を示す。

家屋番号124, 125, 128, および156, 2836, 2837の家屋は、元来はそれぞれ一つの家屋であったものを、中庭(濃い部分)を中心に3分割したとみられる。

めに、平均価格を単純に比較することはできない。地籍地図をもとに、タガーリバとアブー・ジャラシュ（アカベ小路周辺）の二つの小街区を例にとり、住宅の敷地面積（中庭部分を含む）を概算してみると、表5の結果をうる⁽¹⁸⁾。これによれば、平均の敷地面積は、前者が93.8m²、後者が122.2m²であり、100m²以下の小住宅が過半を占めていた。同じ小路区域内でも、300m²をこえる邸宅と100m²以下の下層住宅が混在するとともに、家屋の平均面積は、小路区域や小街区によって差がみられる⁽¹⁹⁾。また、地籍地図には、中庭に壁をしつらえて分割している例があり、これは、分割相続された家屋を、所有権の上だけでなく、形態上も分離することがあったことを示している（地図2参照）。

これらの結果を、ミーダーン法廷における売買家屋（表3-2参照）と比べてみる。ミーダーンは、ダマスクスの南郊にある街区で、ヒジャーズへ向かう街道沿いに位置し、19世紀には穀物取引で発展していた。まず、家屋全体が売買されたケースについては、平均価格3858.7クルシュ、キーラートあたりの平均価格318.5、平均持ち分12.1キーラートとなる。これは、サーリヒーヤ法廷における家屋の価格約1.4倍である。さらに所在別に比較するならば、ミーダーン街区（40件）では平均3690.6／平均Q単価288.2クルシュ、ムサッラー街区（10件）では平均4329.4／平均Q単価215.4クルシュとなる。一件あたりの平均価格は両街区ともサーリヒーヤ街区のそれを3-5割も上回っているが、キーラートあたり平均価格では、サーリヒーヤ街区は、ムサッラー街区とミーダーン街区の中間にあり、1-2割の差にすぎない。

以上のような、売買家屋についての分析によって得られた家屋の姿が、サーリヒーヤ街区の住宅家屋全体の傾向を反映したものであるとすれば、サーリヒーヤ街区の家屋は、私有（共有を含む）の持ち家が大多数を占め、小規模住宅が多いが、水道や接道などの基本的な権利が保障されるとともに、中庭や噴水池などの設備をもった住宅であったことがわかる。住民は、これらに自家として居住するとともに、必要に応じて売買・賃貸し、資産としても運用してい

た。

2) 商店

商店 dukkān については、売買 22 件、賃貸借 3 件が記録されているが、内訳を分析すると以下のような傾向が把握できる。

① 構成

商店についての取引は、その全体を対象とするほか、建物のみ‘imāra wa binā’, 土地建物 arḍ wa binā’, 資本財 kadak らを別々に売買する場合もみられた。全体が対象となる場合、その構成としては、壁 jidār, 天井 saqaf, 門 bāb, 窓 shubbāk など建物の構造体が挙げられている⁽²⁰⁾。kadak (gedik) とは、そもそもは同職組合での営業権(持ち株)をさすが、17世紀以降のシリアでは、kadak wa khulūw の用語で商店の賃貸借権やその設備の用益権を意味するようになった⁽²¹⁾。文書では、通常その内容として、ショウウィンドウ wājiha, 棚 raff, 錠(またはシャッター) ighlāq, ghāl と鍵, 箱‘ulba が挙げられていることから、商店の営業設備、すなわち資本財と考えてよいだろう⁽²²⁾。資本財は、後述する農園の qima と同様に、商店本体とは別個の権利として、売買することができた。資本財の取引は、商店の売買件数の約 1/3 を占め、平均 Q 価格 152.7 クルシュは、全体を取引する場合(66.3 クルシュ)を上回っており、資本財は商店本体には含まれていなかったとみられる。これは、ミーダーン法廷の場合にも、同様の傾向がみられ、商店全体の平均 Q 単価が 98.1 クルシュであるのに対し、資本財売買の平均 Q 単価(6件)は 167.4 クルシュとこれを大きく上回っている(表 3-2 参照)。商店全体の売買価格は、家屋全体の Q 単価を下回っているが、これは、商店の方が狭く、構造体としてもより単純で資産価値が低くみられていたためと思われる。

実際には、資本財の所有権をえた購入者は、ワクフとなっている商店本体の賃貸借契約を結んだ。一例を挙げれば、

Rashid と Aḥmad の兄弟は、Muḥammad Sa‘id b. Ḥasan Baqḍūnis から、1290/10/17 に、シャルカスィーヤ・スークにある商店の資本財 (24 q) を 2500 クルシュで購入した。売却者は、この資本財を、兄弟姉妹‘Abd Dāya と Faṭima の 2 名から 1285/1/27 に購入したもので、ブズーリーヤ法廷での証書を示すとともに、元所有者 2 名も出廷し、Rashid と Aḥmad のミルク (私有財) となることを確認した。商店本体は、ワクフとなっており、元所有者 2 名は、1285/2/5 付けのブズーリーヤ法廷の証書によって、賃貸借権 tawājur を得ており、購入者は、この二人から、年 48 クルシュで商店を賃借する契約を締結した。(LCRD, 660-87)

Baqḍūnis は、前稿で述べたサーリヒーヤ法廷の常連であり、彼がこの商店の資本財を私有し、購入者と同じく経営に参画していた可能性をうかがわせる。ここでは資本財の売却価格は、商店本体の賃貸借料の約 52 倍、すなわち 52 年分に相当する。この例から、ワクフ物件である商店本体は廉価で賃貸借することができ、実質的な営業権にあたる資本財に高い価値が置かれていたことがわかる。しかし、資本財の売買 7 件のうち、売買契約とともに、商店本体の賃貸借契約を交わしているものは上記の 1 件のみで、また商店の賃貸借契約 3 件のうち、賃借者が資本財の私有権を有していることが明記されているのは 2 件である⁽²³⁾。したがって、資本財の所有権と商店本体の賃貸借権がセットで移動していたかどうかについては後段の課題としたい。

② 取引者

売買取引者についてみると、平均売却者数 2.41 人は、平均購入者数 1.18 人の約 2 倍であり、分割された所有権が売買によって統合されていく傾向にあったことがわかる。売却者と購入者が親族関係にあるものはわずか 1 件にすぎず、商店の場合は、経済的目的を第一に取引されていたと考えられる。

③ 所在

所在については、売買・賃貸借 25 件中、サーリヒーヤ街区内 16 件、街区外

9件である。サーリヒーヤ内では、金曜スーク Sūq al-Jum'a⁽²⁴⁾内3件、シャルカシーヤ・スーク Sūq al-Jihārkasiya 内3件、アブー・ジャラシュ・スーク内1件と、スーク（常設市場）内の商店が多くをしめる。物件の四囲をみると、商店に隣接する例が11軒（20.0%、うちワクフ3軒、私有8軒）を数える（表4-3参照）。一般に商店は、スークとしてワクフ（寄進）によってまとめて建設され、職人や商人は、営業のために、これらを賃貸借したと考えられているが、私有（ミルク）の商店が、スーク内に存在したことは、注目してよいだろう。この私有の商店についても、家屋と同様に、「某の商店」と「某の占有する商店」の使い分けがあり⁽²⁵⁾、後者は賃借されていたと考えられる。

④ 賃貸借

商店の賃貸借はわずか3件にすぎないが、いずれもワクフ物件である。2件は、市内の Murādiya 学院のワクフであり、Khalil b. Rāghib Efendī al-Murādi がナーズィルとして、賃貸者をつとめている⁽²⁶⁾（他の一件は家族ワクフ）。いずれも、全体（24q）が対象となっており、農地と異なり分割して営業することはできなかったためであろう。賃貸借料は平均で25.33クルシュ（1qあたり1.06クルシュ）と、家屋全体の平均賃貸借料の半額である。これは、家屋にくらべ構造体として単純であったこと、また実際には、資本財の所有権が価値をもっており、売買のときと同様に、これを含んでいなかったと考えられる。契約年数をみるならば、ハナフィー派で認められた最長年数の3年を2-4回繰り返す形をとり、かなり長期間にわたり、賃貸借権が保証されていた。

不思議なのは、賃貸借の件数がわずか3件にすぎないことである。サーリヒーヤ街区は、市内から離れ、商業地区ではなかったとはいえ、15世紀末にすでに9つのスークが知られ、これらは東西に走るアサド通りの両側に並んでいた⁽²⁷⁾。これらからすれば、3件という契約数は少なすぎる。サーリヒーヤ以外の法廷で登記されたと考えることもできるが、同時期の他の法廷でのサーリヒーヤ街区の商店の賃貸借契約は1件にすぎない。とすれば、他の物件との交

換（イスティブダール）などによりワクフから解除されミルクとなっていた商店が多かった可能性を示唆している⁽²⁸⁾。

以上から、サーリヒーヤ街区の商店の経営についていえば、商店には、ワクフ物件となったものと私有財の二種があり、多くはスークのなかに位置した。ワクフ物件となった商店は安い賃貸借料で賃借し、資本財を手に入れることで、経営することができたが、その売買金額は商店の本体よりも高額であった。他方、私有の商店の存在は、売買物件としても、隣接物件としても確認することができ、その数は、上記の数字から推測するかぎり、ワクフ物件に匹敵するものと思われる。これら私有の商店についての賃貸借契約が法廷台帳に記録されていないことは疑問となるが、当事者間の契約によって済ませていた可能性をうかがわせる。

3) 農園

ダマスクス市の周囲には、グータと呼ばれる農耕地帯が広がり、バラダー川とその支流から灌漑した用水によって、果樹（オリーブ、リンゴ、アプリコット、メロン、プラム、ナッツ類）や野菜などが栽培されていた⁽²⁹⁾。法廷台帳では、Dummar, Ḥarastā, Jisrīn などの近郊の村落や、サーリヒーヤ近郊の農園についての売買 126 件や賃貸借 51 件が記帳されている。ここでは法廷台帳で, bustān, junayna, ḥākūra と呼ばれるものを農園と総称したが、レイリーによれば、規模の違いによって、大きいものから順にこのように呼ばれていた⁽³⁰⁾。

農園の所在については、売買物件の 84.1% (106 件)、賃貸借物件の 88.2% (45 件) がサーリヒーヤ郊外に位置する。サーリヒーヤ街区の南、旧市街との間にある、ナイラブ Nayrab, マクリー Maqrī, サフム Sahm, マイトゥール Mayṭūr などの地区に農園が広がっていたためである。サーリヒーヤ街区ないし近郊の農園のうち、他の法廷で扱われた例は 27 件であり、農園関係の登記のほとんどは、取引者の居住地に関わらず、サーリヒーヤ法廷に持ち込まれていた。

① 物件の構成

農園（とくにブスターン）は分割されて使用・取引されることも多く、分割地、切片を意味する *muqassam*, *qit'a*, *daff* の語が用いられる。これら農園全体の取引の場合には、土地 *arḍ*, 水利 *mā'*, 果樹 *ghirās*, 資本財 *qīma* が含まれる。農園内にある果樹や資本財もまた、別個の財産として、売買・賃貸借されていた。資本財の構成としては、小屋（納屋）*ḥawsh*, 囲壁 *dakk jadīr*, 牧草 *faṣṣa*, *fuṣṣa*, 飼料用大麦 *qaṣliya* などが挙げられていることから、農作のための設備・資材といえるだろう⁽³¹⁾。また、果樹は、実をつけるまでに一定の年数が必要であったから、成年に達した果樹には、資本財と同様、土地とは別個の財産権が認められていた。

売買に関しては、農園全体、土地、資本財、果樹のいずれもが取引対象となっているが、賃貸借については、いずれもワクフ物件の賃貸借で、土地が 92.2% (47 件) と大多数を占め、資本財や果樹だけを対象とすることはない。私有の農園や農地があったことは、その売買からも明らかで、これら私有の農地の賃貸借契約がみられないことは問題となるが、先にミルクの家屋や商店の場合にも賃貸借契約がゼロであったことと合わせると、私有不動産については法廷に記帳することなく、賃貸借していたと考えるべきだろう。

② 価格

それぞれの 1 q あたりの平均売買価格をみると、土地 752.4, 果樹 480.1, 資本財 1231.9 クルシュと、資本財がもっとも高い価格・価値をもっている。同一の農園について、それぞれの単価が示されている場合を見てみよう。

1290/12/7 および 12/9 の二回にわたって、果樹園の分園 *muqassam* が、Qudsi 家の一族から売却された。その価格は、第一回目が土地 4+10/18 q が 5 リラ、資本財 8+11/18 q が 20 リラ、果樹同率が 10 リラで売却された。第二回目は、土地 1+23/36 q が 230 クルシュ、資本財 3+5/18 q が 700 クルシュ、果樹同率が 500 クルシュで売却された。(LCRD, 647-118, 123)

それぞれ1キーラートあたりの単価を算出すると、一回目が土地119.6, 資本財255.8, 果樹127.9クルシュ, 二回目が140.2, 213.4, 152.4クルシュとなる。一回目と二回目で単価が多少異なるのは、貨幣単位が異なるうえに、価格をきりのよい数字に収めているためであり、二回の取引は、売却者、購入者が異なるにも関わらず、同じ相場で取引されたといえる。そして、単価でみるならば、資本財は、土地や果樹の1.4-2倍の価格で取引されている。

1294/10/8には、Muḥammad Aghā al-Kurdīが、11名の売却者からサーリヒーヤ郊外にあるスワイダ農園の土地8q, 資本財24q, 果樹16qを購入し、価格はそれぞれ、5000, 20,000, 15,000クルシュであった。(LCRD, 691-70)

この例では、売却者は相続などによってこの農園を共有していたが、アガが経営のためにこれを購入したのであろう。売却価格の1qあたりの単価は、土地625, 資本財833.3, 果樹937.5クルシュとなり、資本財は土地の1.3倍の価格となっている。

1291/8/20には、サーリヒーヤ郊外のマクリーにあるAb'ūwa農園の2.5qにあたる分園の土地、資本財、果樹各12qを、サカティー家の'Abd al-Ghani b. Ṣāliḥが購入し、その価格は、それぞれ、6リラ、20リラ、20リラであり、売却代金は、購入者の売却者に対する債権5485.5クルシュと相殺されることになった。(LCRD, 660-79)

ここでも資本財と果樹は土地の3.3倍の価格となっている。以上から、農園の売却においても、土地そのものよりも、実際の経営効率を左右する資本財や果樹に高い価値が置かれていたことがわかる。

③ 資本財と果樹

資本財の売買契約のなかで、同時に土地の賃貸借契約を結ぶ例が多数みられ(12件)、資本財の所有者が土地を賃借し、果樹を栽培していたことがわかる。この場合には、果樹の所有権についても言及され、ワクフ財に含まれる分につ

いては分益栽培が行われている。

1295/3/5に、‘Abd al-Qādirの兄弟など親族10名が、サーリヒーヤ郊外のマイトゥールにある3カ所の農園の資本財と果樹を、計45,000クルシュでḤasan al-Kurdī al-Shaykhānīに売却した。購入者は、同時に、サーリヒーヤ街区のハンバル派ジャーミーのワクフとなっているこれらの農園の土地をそのナーズィル(管財人)から年額135クルシュで賃借する契約を結んだ。農園の果樹は、1/2はジャーミーのワクフで、1/2は先の売買により購入し賃借者のミルクとなったが、ワクフの所有する果樹についても、収益の1/100をワクフへの帰属分とする条件で、賃借者が分益栽培することとした。(LCRD, 691-107)

ここでは、売却者の‘Abd al-Qādirは、1280年にこの農園の資本財と果樹を購入し、15年間にわたって所持しており、ワクフ地を賃借し栽培していたとみられる。このように、資本財や果樹の売買に伴って農地の賃貸借契約を結ぶ場合にも、前稿で言及した、賃貸借料を増額する形式的な訴訟を起こし、賃貸借契約の確認を行っている。同様に果樹を売買する場合、同時に農地の賃貸借契約を結ぶ例もみられる(10件)。

1294/2/9に、‘Uthmān Aghāとその兄弟など10名は、サーリヒーヤ郊外にある農園の土地24qをḤusayn al-Hindīなど6名に、年90クルシュで賃貸する契約を結んだ。この土地は、サーリヒーヤ街区にあるマーリダーニーヤ学院のワクフで、賃貸者は、ワクフからの賃貸借権 *tawājur* と分益栽培権 *musāqāt* の証書を保持し、果樹は、1/2がワクフ、残りが賃貸者のミルクで、後者については、収益の1/100を賃貸者の取り分とする条件で、賃借者が栽培することとした。(LCRD, 691-28)

この例では、賃貸者は、ワクフ物件である土地の賃貸借権をもち、これをさらに賃借者に転貸している。同様の例は他にもあり、イスラム法では、賃貸借権は、それ自体をミルクと同じく賃貸借することができた⁽³²⁾。また、賃貸借され

た農園に生育する果樹については、賃貸者（多くはワクフ）と賃借者が等分の権利を持っている例が多く、賃貸者の所有する果樹については、賃借者が分益を条件に栽培を請負う契約（ムサーカート musāqāt 契約）を結んだ⁽³³⁾。賃貸者（多くはワクフ）側の取り分が、1/100と異常に少ないことは、農園の賃借（耕作）者が、契約上、きわめて優位な立場に立っていたことを示している。

ここで問題となることは、土地の賃貸借と資本財および果樹の所有権との関係である。まず、資本財や果樹の売買契約の際には農地の賃貸借契約が合わせて取り結ばれている例がある。とくに、ワクフ地の賃借権保有者から、資本財を購入した者が同時にワクフ地を転借する契約を結んでいることは、資本財の所有権を得たものが、実際の農地の耕作者となったことを示している。これに対し、農地の賃貸借契約に資本財や果樹の売買契約が随伴する例はゼロである。賃貸借契約のなかでは、果樹の所有権やその分益栽培について言及があるのは約半数（所有権 26 件、分益 22 件）で、賃借者が果樹の 1/2 を所有する場合が多い⁽³⁴⁾。他方、資本財の所有権について言及があるのは 4 件にすぎず、いずれも賃借者のミルクである。言及がない場合、誰が資本財や果樹の所有権をもっていたかが問題となる。

これについて興味深いことは、さきに引用したハンバル派ジャーミーのワクフである 3 つの農園の資本財の売買契約と農地の賃貸借契約は、同じ日付をもつ別の文書（691-188）では、農地の賃貸借契約として記帳され、そこでは、資本財の所有権者についての言及はなく、果樹についてはワクフと賃借者が等分の権利をもつと記載されている。この例からすれば、農地の賃貸借契約に資本財の言及がなくとも、賃借者は、それを所有または賃借していた可能性が高い。また、農地の平均賃貸借期間は 6.44 年であり、ハナフィー派の認めるワクフ地の最長の契約期間である 3 年契約を 2 回以上繰り返し、長期の賃貸借を行っている。ここからも、賃借者が、資本財や果樹についてのなんらかの権利をもたなかったとは考えにくい。つまり、資本財の入手が、土地の賃貸借契約の前提

になっていたものであり、このため、資本財や果樹の売買契約に随伴して土地の賃貸借契約が結ばれるのに対し、その逆がみられないのである。

④ 取引者

売買については、平均売却者数 2.16 人に対し、購入者 1.56 人であり、所有権が統合される傾向がある。賃貸については、平均賃貸者数 3.33 人に対し賃借者 4.25 人である。物件がワクフであるため、その管理権を持つ者が賃貸者となる。宗教施設のワクフの場合は一人のナーズィルが、家族ワクフの場合は一族の権益者全員が法廷の認証 taqrīr をえてその役につく。親族関係は、売買ではごく少なく、賃貸の場合には、8 件の賃貸者、15 件の賃借者にみとめられる。

名士については、賃貸借の場合に目立ち、賃貸者ではエフェンディが 21 名を占め、このうち、ワクフ物件のナーズィルを務めるものが 8 名で、とくに、メッカ・メディナの二聖都(ハラマイン)向けのワクフのナーズィルである Muṣṭafā Efendī al-Sibā'ī⁽³⁵⁾、サーリヒーヤ街区のマーリダーニーヤ学院のナーズィルの Khalīl Efendī al-Ṣāliḥī⁽³⁶⁾、市内のムラーディーヤ学院のナーズィルの Khalīl Efendī Murādī Zāde⁽³⁷⁾が、しばしば登場する。しかし、このような場合でも、賃借者との特定の関係はみられず、ナーズィルとして、形式的な役割を果たしているだけである。

賃借者としては、Aḥmad Bāshā Būzū の子息のベイが、5 件のべ 24 名を占め、サーリヒーヤ郊外の農園 2 件、納屋、製粉場を賃借している。ブーズ一家は、アクラード在住の地主・家畜商人として著名な一族である⁽³⁸⁾。

賃貸者、賃借者のいずれにしても、サーリヒーヤの法廷台帳からは、特定の一族が複数の農園を幅広く経営する姿は現れてこない。これは検討対象となる期間が 5 年間と短いためでもあるが、むしろ、より広範な人々が資本財を手に入れることによって、農園を経営する姿が浮かんでくる。

⑤ 賃貸借料

平均の賃貸借料は、農地の場合で年 61.77 クルシュ、q 単価では年 4.21 クル

シュと極めて低額である。証書の交付に5クルシュを必要としていたことからすれば、賃貸者（ワクフ権益者）にとっては、実質的な収入はゼロに等しいといってもよいほどである。しかも、前稿で述べたように、賃貸料の増額は、あらかじめ封じられていた。

ところが、後述する未成年者の資産の会計報告からは、農園の賃貸料収入が記されている場合があり、いずれも高額である。たとえば、691-184では、二人の未成年が相続した農園（持ち分は $8+1/2+1/32$ q）の賃貸料として1312クルシュの収入が（1年分）、支出として、ワクフへの賃借料として391クルシュ（同、経費含）が計上されている。また691-185では、同じく二人の未成年者が相続した農園の賃貸料収入（2年分）として3850クルシュが、支出としてワクフへの賃借料424クルシュ（3年分）が計上されている。これは、これまでみてきた農園の賃貸借料の10-20倍以上にあたる金額である。とすれば、法廷の賃貸借契約に記載された賃貸借料は名目的なもののだろうか。農園の経営の実体については、相続のメカニズムを検討したうえで、分析することにしよう。

III. ワクフ財への融資（ムルサド）

ムルサド *muṣṣad* とは、ワクフ物件に補修の必要が生じたときに行われる融資のことで、18-19世紀のダマスクスで広くみられた⁽³⁹⁾。サーリヒーヤ法廷台帳においても、ムルサドの設定に関する文書は21件を数える。そのしくみを理解するために例を挙げよう。

1290/11/10に、ユダヤ教徒街区の貴人 *khwājā* である Ma'ir は、36558.5クルシュを Muḥyi al-Din Efendi に支払った。受領者は、1281/6/16付けのアウニーヤ法廷での証書によって、サーリヒーヤのスイッカ小街区にあり、家族ワクフとなっている家屋に対する債権（ムルサド）をもっていた。ワクフには、長期に前納によってこれを賃借する者がいないために返

済の資金がなく、Ma'irの支払いがワクフの公益(マスラハ)に合致するものであると見なし、またそのような証言があったために、ハナフィー派のナーイブは、Ma'irの支払いと、同人がワクフの受益権 jiha と物件の処分権 raqaba を担保として持つことを正当と裁定した。続いて Ma'ir は、同家屋を 200 クルシュで賃借し、内 100 クルシュはムルサドの返済分とし、残金をワクフに支払うこととした。ワクフのナーズィルたちも、今回のムルサドを認め、また将来家屋に修築の必要が生じたときは Ma'ir が支払い、ムルサドとすることを認めた。(LCRD, 647-132)

この文面から明らかなように、当該のワクフ物件は、すでに 1281 年から Muḥyī al-Dīn の融資をうけており、Ma'ir は、これを肩代わりして返済し、家屋の賃借権をえたことになる。ここでは、融資者がユダヤ教徒であったために、これがワクフの公益に合致することを証する証人をたて、さらに、スィッカ小街区の住民が出廷している。また、ムルサドの新規の設定に際しては、補修費用を支払ったことを確認し、かつそれをムルサドとして認定することを求める訴訟の形態をとることがあった⁽⁴⁰⁾。

ムルサドの金額は、概して高額であり、最大は先の 36,558.5 クルシュであり、金額が明示されている 17 件の平均金額は 6221.7 クルシュにのぼり、家屋全体の平均売買金額 2748.8 クルシュよりも大きくなっている。これに対し、返済にあてる賃貸料は、概ね年 200 クルシュ以下であり、その 1/2 から 1/3 が返済にあてられている。したがって、返済に要する年数は、先の例では 365 年、短いものでも 28 年を要する計算になる⁽⁴¹⁾。このような事実からすれば、レイリーも指摘するように、ムルサドの債権者の目的は、高額の融資を行うことによって、長期にワクフ物件を賃借することにあつたと考えてよいだろう。その意味で、修繕費を前納し長期の賃借借契約を結ぶ併合賃借 (イジャーラタイン ijāratayn)⁽⁴²⁾と同様のしくみであり、実質的には、ワクフ物件を合法的に売買することと同じ効果をもっていた。

ムルサドの対象となった物件は、家屋が大半で（15件）、製粉場（3件）はその使用益が大きかったためと思われる。いずれにしても、名目的には、修理が融資の名目であったために、農園の例は含まれていない。

ムルサドは、他の債権と同様に、相続の対象となり⁽⁴³⁾、先のように、当該物件の賃貸の必要がなくなれば、ムルサドを他者に買い取らせることもできたので、高額の投資に見合う資産であった。

IV. 相続と後見

相続（142件、17.6%）とこれに関連する未成年者の財産管理の責を負う後見人の指名（118件、14.6%）、その財産の会計報告（27件、3.3%）は、相続に関わる一連の法的手続きといえる。また、承認（44件、5.4%）に分類されているもののほとんどは、後見人などが未成年者の財産から借入れた債務を承認するものである。これらは、法廷台帳の記録の約40%を占めており、また、同一人物の相続や財産処理に関わるものも多いことから、資産構成や遺産の運用について知ることができる。

1) 相続の権利

イスラム法における遺産相続の原則は⁽⁴⁴⁾、コーランが定める法定相続人とアサバ^{aṣaba}と呼ばれる男子父系親族が相続権をもち、まず、前者に分与されたのち、残余をアサバに割り当て、この両者に該当するものがなければ、他の血族、解放奴隷の旧主人、究極には国家が相続する。

法定相続人には、卑属（娘、息子の娘）、尊属（父、母、祖父、祖母）、傍系（全血姉妹、父方半血姉妹、母方半血姉妹および半血兄弟）、配偶者（夫、妻）が、一定の持ち分（ファリーダ^{fariḍa}）による相続権をもつ。他方、アサバには、男系男子のうち、①卑属親中の男子（息子、息子の息子）、②尊属親中の男系の

男子(父、祖父)、③父の卑属親中の男系の男子(全血兄弟、父方の半血兄弟など)、④実祖父の卑属親中の男系の男子(父方のおじ、おじの息子など)の4つの区分によって、それぞれ相続権が規定されるほか、女性親族もまたアサバに擬せられて、同等の親族関係にある男子の1/2の相続権をもつ。実際には、残された親族の状況によって、持ち分が異なり、また、法定相続人の資格で相続する場合とアサバとして相続する場合とがある。主な親族の相続分について、説明することにしよう。

①配偶者 夫は、子供(または息子の子供)がいれば1/4、いなければ1/2を、妻は、子供がいれば1/8、いなければ1/4を受取る。妻が複数の場合は、妻のファリーダを等分することになる。

②子供 息子と娘の双方がいるときは、娘は息子の1/2の持ち分で相続する。娘一人だけのときは1/2、二人以上になると2/3を受取る。

③父と母 子供がいる場合は、父も母も遺産の1/6を受取る権利をもつ。

④祖父母 祖父は父のいない場合に1/6を、祖母は母またはより近い関係の実祖母のいないときにのみ、1/6の権利をもつ。

以上のように、配偶者と父母は一定の持ち分で必ず相続し、子供は、その残余を、男1女1/2の持ち分で子供の人数に応じて均分することになる。したがって、全血兄弟姉妹やおじおばが相続するのは、子供がいない場合に限られる。

サーリヒーヤ法廷台帳では、1290年1月／1873年3月の同法廷のナーイブ(裁判官)の任命書で、サーリヒーヤ、アクラード両街区、近郊のバルザ、テッル、ドゥンマル、ハーマの各村の住民の遺産登記を行うように命じていることから、記帳された被相続人はほとんどはサーリヒーヤ街区(アクラードを含む)の住民であったと考えられる⁽⁴⁵⁾。実際に、相続人の居住地が記されているもののうち、サーリヒーヤ街区以外のものは4件にすぎない。平均の相続人数は、4.59人であり、そのうち、女性は336人と総数の51.5%を占め、相続人と

しての権利を実際に行使していることがわかる。また、未成年者が252人(38.7%)と約1/3をしめている。

相続人については、上記のイスラム法の原則によって行われ、実際に、相続人として登場するのは、ほとんど①②③に限られ、④や傍系親族が相続するのは稀である。また、複数の妻を持つ例も稀少である。したがって、平均の相続人数4.59人は、相続の時点で生存していた配偶者、子供、父母の平均数にほぼ相当することになり、直系の家族数が5人前後であったことを示している。

2) 相続額

相続額の算出はつぎのようにして行われる。イスラム法の規定では、資産総額から、葬儀費用、負債、遺贈分(ワスィーヤ、遺言による相続分をさし、遺産額の1/3を上限とする)を差し引いた額を、上記の相続権に基づき分割する。

法廷台帳の記録では、まず、資産総額を算出し、そこでは、動産、不動産について、物品ごとに個数や金額の内訳が示され、合計額が記される。つぎに、葬儀費用、負債(妻への婚資の未払分を含む)、遺贈分が控除され、さらに相続のための手続き費用が差し引かれる。葬儀費用は高いものでは138クルシュ⁽⁴⁶⁾、手続き費用には、税 rasm、仲介料 dalāla、帳面代 daftar、記帳代 qayd、紙代 waraqa などが挙げられているが、その額は相続額によって上下し、費用の平均額211.4クルシュは、相続額の6.0%にあたる。

表6にみるように、資産総額平均は6043.4、相続額平均はその58.1%にあたる3510.5クルシュであり、資産から控除される負債や遺贈分が多いことがわかる。他人への負債(ダイン dayn)が記録されているのは約半数63件で、その場合の平均負債額は4117.3クルシュで、市民間の貸借は、広く浸透していたと見られる。負債が超過し、相続額がマイナスまたはゼロとなっているのが10件みられる。相続額の分布では、平均相続額3510を下回るものが84件と過半

を占め、1000 クルシュ以下の相続が41件(38.9%)と全体の1/3を占めている。これに対し、10,000 クルシュを上回る件数も13件を数え、富裕層の存在もうかがわせる。

女性の場合は、資産額が男性の約3/4、相続額が9割と若干少ないが、一般に生業からの収入をもたないことが多い女性がこれだけの資産を持ちえたのは、イスラム法の分割相続と婚資金の力に与ることが大きく、また、不動産の売買は、相続によってえた資産を運用するものといえよう。

しかし、ここで注意をしなければいけないことは、不動産の扱いである。不動産の処理については二つの方法があり、相続の時点で、親族などに売却してその代価を資産に算入する場合と、資産額に算入せずに相続人の相続分に応じた持ち分のまま共有相続する場合とがある。負債額が大きい場合は、必然的に不動産を売却し返済する必要があり、699-48では、故人の娘の夫に家屋を売却した代金12,000クルシュによって、被相続人の債務7514クルシュを返済し、4131クルシュを6人の相続人が相続している。複数の不動産を所持した資産家もいて、Ibrāhīm Shammaの遺産相続では、サーリヒーヤ街区内の家屋、倉庫や商店など5件を23,115クルシュで売却し、相続人である妻と未成年の子2名は一人あたり5139クルシュを相続した⁽⁴⁷⁾。不動産を売却する場合(17件)と共有相続する場合(18件)とはほぼ同数であり、事情に応じて処理していたとみられるが、売却した場合の平均資産、債務額、相続額はいずれも、共有相続した場合のほぼ倍額になっている(表6参照)。故人が不動産を所有していた場合は、その物件を相続時に売却するか共有相続するかによって、資産総額も相続額も大きく違ってくる。したがって、台帳に記載された相続額はいわばみかけの数字であり、資産の多寡を一概に論じることはできない。むしろ、被相続人・相続人双方の経済状態に応じて、このようなフレキシブルな相続を行っていたことに注意を払う必要があるだろう。

3) 未成年者の資産の運用

イスラム法では、子供の相続権は、女子が男子の半分の持ち分しかなかったが、年齢や長子次子による持ち分の差や制限はなく、未成年者(概ね15歳以下)も同等に相続権をもっていた。しかも子供の数が少なければ、子供の持ち分は、未成年であっても、妻のそれを越えることになる。たとえば夫の遺産相続であれば、妻の持ち分は $1/8$ 、父母いずれかが $1/6$ を相続したとすれば、子供の取り分は $17/24$ となり、男子が5人以下であれば、妻の持ち分を越える。先にみたように、相続人の平均数は5人以下であり、子供が妻の持ち分を越えることは、決して珍しくない事態であった。

未成年者の相続人は、総数の $1/3$ 以上をしめており、彼らの相続した遺産は、後見人(男性はワリー、女性ワスィーと呼ばれる)を指名して、後見人が管理した。指名は法廷のナーイブによって行われ、法廷に登記された。後見人は、父または母が生存するときは、彼らが指名されている。後見文書では、まず、未成年者の飲食・衣服・石鹼などの生計費(ナファカ)を支弁することが義務づけられ、その金額は、一日一人1クルシュが通常で、多い場合でも3クルシュを越えることはない。ここで注目されることは、後見人に対して、未成年者の相続財からの借入 *istidāna* が認められていたことである⁽⁴⁸⁾。

この借入の許可に基づき、実際に後見人は未成年者の遺産から借入れ、資産運用を行っていた。または、親族やそれ以外の者が、借入れる場合もあった。この場合、借入者は、その借入による債務 *dhimma* を承認(イクラール)する文書を提示し、これを後見人は会計報告に報告した。承認文書では、借入者が、未成年者に対する債務を承認する形式をとり、そこでは、債務の内訳として、未成年者の相続財からの借入 *dayn* と承認者が未成年者の財産から購入した時計の代金の二つからなると説明されている。

たとえば、

1294/3/1 付けて、As'ad b. Khayyāt は、父方の姉妹であり、その母親

Hāmida の後見のもとにいる未成年者 Salmā に対して、21,300 クルシュの債務があることを承認した。その内訳は、15,000 クルシュがシャリーア上の債務 *dayn* であり、残りの 6300 クルシュは、未成年者の財産のうちから、後見人から購入した二つの銅製？時計 *sā'a ḥalā'iliya* の代金 *thaman* である。このうち、15,900 クルシュについては 3 年間のうちに後払い *mu'ajjala* することとし、残りの 5400 クルシュについては、毎月 150 クルシュの 36 回の分割払い *qisṭ* とすることとした。そして、承認者は、この債務の抵当として、サーリヒーヤ郊外にある農園の分園を設定 *arhana* した。そして、3 名の者が、彼の金銭貸借上の連帯保証人 *kafāla māliya mutaḍāminūn* として保証した。(LCRD, 691-15)

ここでは、承認者が未成年の相続財から、後見人を通じて、15,000 クルシュを借入れたことは明らかであるが、問題となるのは、時計代金とは何かである。この種の借入金の承認文書では、時計の購入代金がつねに債務の一部をなしており、借入のたびに未成年者から時計を購入したとは考えにくいし、また、インク壺 *dawāya* やショールの購入代金と説明される場合もある⁽⁴⁹⁾。この謎を解く鍵は、相続文書や会計報告にあり、そこでは、未成年分の遺産がただちに貸付けられるとともに、「そのリブフ *ribḥ* として、購入した時計代金、3 年間」というような説明を付して、代金の金額が記され、貸付金とともに、合計額が算出されている。これは、承認文書にある時計代金のことをさしており、時計代金とは、貸付に対するリブフ(利潤)、すなわち利子に相当するものであることは明らかである。イスラム法では、利子付の金銭貸借を禁止していたため、時計を購入した代金、すなわち売上による利潤という表現をとったのであろう。

たとえば、669-118 の承認文書では、1293/2/1 に後見人である母親が、自分の娘 3 人に対して 2294 クルシュの債務を負い、内訳は 1582 クルシュ11 パラが娘の相続分からの借入金、711.5 クルシュ9 パラが時計代金とされ、3 年間の後払いとし、3 名の連帯保証人の名が記されている。同内容の借入は、1292/6/8

付けの相続文書にも記載されており、そこでは、母の相続分は680クルシュ、未成年の娘は各771クルシュを相続し、母親の相続額を上回っている。この娘の相続分を用いて、後見人である母親はまず家と商店を購入し、残額を自身で借入れている。相続文書には、日付の上では半年後の翌年2月付けの承認文書のことと言及されていることから、相続文書が後日、借入が決まってから起草されたことがわかる⁽⁵⁰⁾。多くの相続文書には、未成年の相続分について、貸付と利子が記載されていることから、実際には、未成年の財産運用方法が親族間で定まってから、起草されたものと思われる。

利子の額は、年15%前後で、最長3年間の代金支払い期間、すなわち、借入期間が設定されている。職業的な金貸し murābī は、通常年利15-18%で、高いときは50-60%の利子をとって貸付けていたことからすれば⁽⁵¹⁾、利率は相場に準じていた。また、債務返済の保証のために、連帯保証人を立てる例も多くみられ、これは、同族者だけではなく、法廷の常連の名も見られる。連帯保証人が、債務の弁済を求められた訴訟があることから⁽⁵²⁾、これは形式的な保証ではなかった。また、例にあるように、不動産を抵当に設定することも行われた。また、時計の売買が、書記やナイーブの手を経て行われることがあり⁽⁵³⁾、これは利子条項の公的な承認を意味していたと考えられる。

未成年者の財産運用の実態については、後見人による会計報告から、その概要を知ることができる。会計報告では、一定の期間（1-4年程度）を区切って、期初の資産額、期間内の収入と支出、期末の資産額を報告するとともに、期末の資産額の運用先が示される。収入としては、貸付金の利子、不動産の賃貸料、不動産の売却収入が主たるもので、支出では、未成年者の生計費（ナファカ）、不動産の維持費用、養育関係の費用（教授料や割礼費用）などが計上される。まず、利子収入と生計費支出だけの単純な例をみてみよう。

1295/6/22 付けの未成年者2名に対する後見人（おじにあたる）の会計報告によれば、91/10/5 から3年8ヶ月にわたる、相続財の運用は以下のものであつ

た。

表A 未成年者の資産会計報告例 (LCRD, 691-189)

91/10/5 父からの遺産	5037
リブフ (91/10/5から1年, 時計)	<u>755</u> (利率14.9%)
小計	5792
ナファカ (1日3クルシュ91/10から1年)	<u>1080</u>
小計	4712
? (事項説明なし)	<u>420</u>
小計	4292
リブフ (92/10から1年)	<u>644</u> (利率15.0%)
小計	4937
ナファカ (同上期間)	<u>1080</u>
小計	3857
リブフ (93/10から1年)	<u>578</u> (利率14.9%)
小計	4435
ナファカ (同上期間)	<u>1080</u>
小計	3355
リブフ (94/10から8ヶ月17日)	<u>370</u> (利率15.4%)
小計	3725
ナファカ (同上期間)	<u>771</u>
差引き	2954 (単位クルシュ)

一見して明らかなように、借入の利率は約15%と一定で、この分だけ資産が増加するわけであるが、相続分から支弁される生計費(ナファカ)が一日3クルシュ年額1080クルシュであり、利率を上回る金額となっているため、実際には、未成年の財産は年々目減りし、3年8ヶ月後には、6割に減少している。

父または母が生存している場合にも、ナファカは差し引かれており、生計費を1日1クルシュ(年間360クルシュ)とすれば、これを越える利率収入を得るためには、2400クルシュ以上の貸付金を持つ必要がある(利率を15%と仮定)。サーリヒーヤ法廷での相続人一人あたりの平均相続額が784.2クルシュであったことからすれば、子供の持ち分が総体的に有利であったことを勘案しても、2400クルシュをこえる遺産を得ることは難しいといえるだろう。実際

に、会計報告の内容から、利子が生計費を上回っている例（4件）は、下回っている例（14件）よりはるかに少ない⁽⁵⁴⁾。

4) 賃貸借の収支

会計報告の収支をみると、黒字（資産の増加）12件、赤字（同減少）13件、不明2件となり、ほぼ半々となる。黒字の例のうち7件には、不動産の賃貸料収入があり、これが、貸付利子に匹敵する収入源となっていた。未成年者の不動産所有には、相続財を用い不動産を購入する場合と、被相続人の不動産を共有相続し一定の持ち分を持つ場合の二通りのケースが考えられる。不動産の賃貸収入がある例を抜き出すと、その収支は表Bのように報告されている。

ここで驚かされるのは、第一に賃貸料が高いことである。法廷に登記された賃貸借契約上の平均賃貸料は、農園にせよ商店にせよ、1q当たり4クルシュ程度、一件あたりでも平均60クルシュであり、上記の賃貸料は数百から場合によっては1000クルシュを越えており、平均額の10倍から20倍以上に相当している。第二は、物件を賃貸にだし賃貸収入をあげている一方で、賃借料をワ

表B 会計報告における不動産収支

文書	物件	持ち分	賃貸収入	期間	年収	賃借料支払	税
691-184	Bu	8.53q	1312	1年	1312	391	250
691-185	Ju Abū Fahd	?	1750	2年	875	768/2年	448(合)
	Ju Būlād	?	3850	2	1925	424/3年	
691-199	Bu al-Dahsha	24	2000	1.75?	1143	35(合)	382(合)
	Bu al-Ṣaghīr	24	700	1.75?	400	35(合)	63
	Du	24	1500	2	750		
	Ju al-Miftāḥ	24		4		17	
	Du	24	870	1	870	100/2年	137
	Du	24	675	1	675		126(費)
691-133	Ju & Ḥākūra		4041	3.17?	1275	245?	
669-241	Ju Nawā'ir	12.75	1050	1	1050	110	103
	Bu al-'Allāma		875	1	875	37	101

備考：BuとJuは農園を、Duは商店を指す。(合)合算、(費)諸費用、単位はクルシュ。

クフなどに納めていることである。賃借料は、諸経費を算入した例（691-184, 185）を除くと、通常のワクフの賃貸借料の水準にあり、未成年者は、ワクフ物件を賃借し、これを第三者に転貸していたとも考えられるが、単なる転貸であるとするれば、なぜ高額な賃貸料を徴収しえたのかが疑問となる。会計報告では、物件の権利内容が記載されていないため、この点が判然としない。

ところが、上記の 691-199 については、被後見者である‘Abd al-Majīd Efendi の 3 人の子供の相続文書と売買文書が別に記帳されているため、物件の内容を知ることができる（表 C を参照）。会計報告に記された物件は、父‘Abd al-Majīd の死去にともない 1293/2/5 付けで、その遺産が、母 Nafīsa、妻 Fāṭima、3 人の子に相続され（699-161）、さらに相続人の一人である Nafīsa が死去したため 93/2/13 付けの文書（691-159）によって、その娘 Ḥasiba（3 人の子のおば）と先の 3 人が故人の持ち分を購入し、さらに 3 回の売買を行うことによって（691-200, 699-14, 699-40）、表 C の 1-6 の物件については、3 人の子、おば、子の母がそれぞれ $10+4/9$ 、 $11+5/9$ 、 $1+7/9q$ を所有し、7 と 8 の物件については、3 人の子が $21q$ 、母が $3q$ を所有することに整理された。会計報告では、1-6 の物件（自宅家屋を除く）から計 3563 クルシュの収益があり、これを上記の持ち分比に応じて分配し、3 人の子は 1561 クルシュを得、また 7 と 8 の物件からは、1185 クルシュの収益があり、同じく持ち分比によって分配し、1037 クルシュを得ている。

さて、問題となるのは、3 人が賃貸にだした物件の内容である。相続や売買の文書によれば 3 人が所有していたのは、3 つの農園の資本財と果樹、3 つの商店の資本財と建物であり、土地の所有権は言及されていない。他方、会計報告では、物件 1 について、土地 arḍ の賃貸借料 ujra と記されている以外は、物件の内容についての言及はない。これらの記述に従うならば、物件 1 については、土地の原所有者であるワクフに対して年 35 クルシュを支払い、これを二人の人物に転貸し 2000 クルシュ（1 年 9 ヶ月）の賃貸料収入をあげたことにな

表C 未成年者の資産運用

物件 所在	種別						95/8/3 会計報告	
		93/2/5 相続	95/2/13 相続時の売買	95/8/3 売買	95/8/3 売買	95/8/3 売買	収入	支出
1-Bu al-Dahsha al-Nayrab	農園 資本財	14+7/9+ 1/18qを相 続	4+7/9qを⑦ が購入、 7856Q	①の遺贈分 1+5/9qを Sulaymānが 購入、 2618+6+2/ 3Q	3+1/9+ 5/8qを 5237+1/4Q で購入		土地の賃貸 料2000Q /1年9ヶ月	ワクフへの 賃借料 35Q/1年
2-Ju al-Miftāh al-Nayrab	農園 資本財	同	同 6283Q	同 1394+1/ 2Q	同 2789+1/ 4Q		?	ワクフへの 賃借料 17Q/4年
3-同上	農園 果樹	同	2と合算	同700Q	同 1400Q		?	同上に合算
4-Dār Hamām al- Muqaddam	家屋 全体	同	同 7856Q	同 2618+1/ 2Q	同 5237+1/ 4Q		?	税 382Q/1年 1、5と合算
5-Du Bāb al-Jābiya	商店 資本財	同	同 3784Q	同 1260+1/ 4Q	同 2520+1/ 2Q		賃貸料 1500Q /2年	
6-Du Sūq al-Jadīd	商店 資本財	同	同2500Q	同 833+1/4Q	同 1666+1/ 2Q		賃貸料 870Q /1年	ワクフへの 賃借料 100Q/2年 税137Q/年
7-Du Sūq al-Arwām	商店 資本財/建 物		4qを④⑤⑥ が1700Qで 購入			建物 2+2/ 3q分1133+ 1/3Q	賃貸料 675Q /1年	管理料 126Q
8-Bu al-Ṣaghīr al-Nayrab	農園 資本財 果樹1/2		4qを④⑤⑥ が2500Qで 購入			資本財2+2/ 3q分 1000Q、果 樹1+1/3q分 666+2/3Q	賃貸料700Q /1年9ヶ月?	賃借料は1 に合算 税63Q/ 1年
備考		699-161 ②→①③④ ⑤⑥	691-159	691-200 ①→ Sulaymān	699-14 Sulaymānと ④⑤⑥から ⑦が購入	699-40 ①と⑦から ④⑤⑥が購 入	691-199の 会計報告	

略号 Bu: Bustān, Ju: Jināya, Du: Dukkān, Q: クルシュ q: キーラート ①祖母Nafisa②父'Abd al-Majid③母Pātima ④Mub Shākir⑤Mub
⑥Zākiya ⑦おはḤasiba キーラートと価格の端数は切り下げた。

る。このような賃貸借の権利 *tawājur* は、所有権と同様に相続やワクフの対象とすることが認められていたが、法廷で賃貸借契約を結んだ場合、転賃の賃貸料は、ワクフのナーズィルから直接借りる場合と同様に低額であった⁽⁵⁵⁾。とすれば、年あたり 1143 クルシュという高額で貸し出されたのは、賃貸者が農園の資本財を所有していたためであり、資本財の賃貸料を含んでいたと考える方が妥当であろう。他の物件については、2, 3, 6, 8 も、ワクフに対して賃借料を支払っており、土地はワクフ物件であった。未成年者が自身で耕作や営業していたとは考えられないし、またその収益も報告されていないことから、同様にこれらの物件も、資本財を含めて転賃していたと考えられる⁽⁵⁶⁾。

さらに上記の物件については、その資本財の売買価格がわかっている。表Cに明らかなように、資本財の1 q あたりの売買価格は4回の売買でほぼ同じ相場にあり、しかも、その価格と一年あたりの賃貸料との間には相関関係がみられる。物件1の農園については、資本財の売買のq単価は1636.7クルシュであり、その賃貸料は年あたり1143クルシュに設定されている。物件6の商店は、資本財のq単価が520.8クルシュで、賃貸料は870クルシュである。資本財の価値に相応するかたちで、賃貸料が設定されている。

以上の仮説は、土地の賃貸借契約や資本財の売買契約の傾向とも符合する。先に検討したように、資本財を賃借者が所有する場合には、直接あるいは間接の転借であるかを問わず、低額の賃借料でワクフの農地を賃借することができた。逆に、資本財を所有しない場合には、699-199にみられるように、賃借者は、資本財の所有者から、高額の賃借料を支払って借り受ける必要があったのではないだろうか。そして前章までの検討によれば、賃貸借契約は、商店であれ農園であれ、ワクフ物件についてしか登記されず、ミルクとなった物件については、賃貸借契約を登記する慣行がなかったように見受けられる。しかし、実際には、ミルクも当然賃貸借されたと考えるべきであり、その一部が、会計報告に散見されることになったのである。すなわち、これらは氷山の一角であ

り、資本財や家屋をはじめ、法廷に登録しないミルクの賃貸借契約は大量に存在していたと予想される。それは、所有権の移転のように長期にわたる影響をもつものではなかったため、煩瑣な法廷への登記よりもより簡便な当事者間の契約を選択したとしても不思議はないし、イスラム法上、証人をたてれば契約は有効であった。しかしながら、ワクフ物件に関しては、その公的性格の強さから、賃貸借契約の法廷への登記が求められたのであろう。

法廷台帳に登録された農園の土地の賃貸借契約の価格は名目的であり、実際には、これ以外に高額な賃貸借料が徴収されることがあった。すなわち、ワクフ物件の賃貸借契約は、資本財の用益を前提とした、土地の用益権の確保に意味があり、だからこそ、登記費用をかけ、証人役となる人間を動員して結ばれたのであろう。とすれば、ワクフ物件である農地や商店については、本体の賃貸借料の価格だけをもってその経営を議論することはできないことは明らかであり、ミルクとして売買あるいは賃貸された資本財こそが、実質的な経営を左右していたのである。以上の検討から、19世紀後半には、ワクフ物件となっていた農地や商店の用益権は、資本財の所有権や用益権に随伴して移転していたことになり、事実上、私有権と同様に市場で流通していたとみることができる。

むすび

本稿のねらいは、法廷台帳を用いることによって、19世紀後半のサーリヒーヤ街区における住民の社会経済生活を、具体的に描き出すことにあった⁽⁵⁷⁾。文書資料という性格から、細かな考証とデータの統計的処理を必要としたが、結びとして、住民の生活の再構成を試みることにしたい。

住居については、私有の持ち家に住むことが一般的であり、その規模は、敷地面積100m²程度までの中庭式の小住宅が過半近くをしめていたが、水道や出入りなどの権利は保障され、また、イーワーンやテラスなどの設備を備えた邸

宅も混在していた。イスラム法の分割相続の関係から、ひとつの家屋を一人が所有する場合は少なく、親族間あるいは隣人などと共有され、売買文書に記された物件の来歴からは、相続や売買が頻繁にくり返されていたことがわかる。他方、これらの私有の家屋やワクフ物件の家屋の賃貸も行われていた。また、これらの家屋に誰が何人くらい居住したのかについては資料がないが、相続文書から推定されたように直系家族数が平均約5人程度とすれば、敷地面積100m²の家屋に階上部があることを勘案すれば、複数の家族が共に住むことは十分可能といえるだろう。いずれにしても、細分化された権利関係を家屋という日常的な物理的な空間のうえで使いこなすことが必要とされていた。

相続文書から、平均の遺産額3510クルシュ、一人当たりの相続額784クルシュは、784クルシュの資産を元手にスタートし、その死までに、2700クルシュ余を蓄財したと読みかえることもできるだろう。もちろん、遺産額には、不動産所有を含めない場合があり、約1/4の人間が死亡時点で不動産を所有していた。女性の場合は、資産額も相続額も男性の平均より若干少ないとはいえ、相続財を、不動産売買などによって運用する姿を文書からうかがうことができる。

農業と商工業の場となる農園と商店の権利関係はつぎのようになっていた。農園の場合も商店の場合も、本体の土地や建物とは別に、耕作や営業に不可欠な権利として資本財が設定され、農園や商店の経営を望むものは、資本財を購入するか賃貸借し、本体の土地（または建物）の賃貸借契約を結んだ。資本財の売買価格（9単価）は、きわめて高価で、商店の資本財は家屋の価格よりは安価であったが、農園のそれは5倍に相当し、農地の賃貸借料の数十年分に相当した。農園の土地のほとんどはワクフ物件であったが、商店については、私有（ミルク）として売買されることも多く、私有とワクフの比率は、表4-3から少なくとも半々と推定され、私有権化が進んでいたことがわかる。ムルサドの設定による長期賃貸借も、このようなワクフ物件の実質的な私有化として捉えることができる。

これらの数値の社会生活上の意味を考察するためには、当時の物価や賃金と比較する必要がある。これについて、20世紀はじめに執筆された『職人事典』には、さまざまな物価や賃金が述べられており、これを表7にまとめた。下級のウラマーのパートタイマーであるコーラン朗唱者の日給が10クルシュ（年3600クルシュ）⁽⁵⁸⁾、料理人が月3リラ（330クルシュ）、食堂での食事が一食30-40パラ（1クルシュ）、肉1ラトル（1.5キロ）が10-20クルシュということからすれば、未成年者の生計費が1日1クルシュと見積もられていることは、最低限の衣食費を表す数字といえる。法廷台帳の会計報告では、割礼費用732、農園の壁の修理代542、家屋修理代264クルシュなどが計上され、これらは非日常的な出費の大きさを表している。

かりに一日の最低の生計費を一人1クルシュとすれば、5人家族に必要な収入は、諸費用なども含めれば5-10クルシュ、月給150-300クルシュと見積もられる。これからいえば、家屋一軒（24q分、平均5664クルシュ）を購入するためには、2-3年分の年収が、平均遺産額3510クルシュは2年分の年収を残していることになる。法廷台帳に表れたこれらの数字は、生活・給与水準と決してかけ離れたものではなく、むしろ、ワクフ物件の賃貸借料が異常なほど低額であり、会計報告に記録された年1000クルシュの賃貸料の方が、実勢を示すものといえるだろう。

家屋・商店・農園の売買や賃貸借の契約については、著しい特徴がみられた。それは、ワクフ物件の賃貸借契約が法廷に登録されているにも拘わらず、ミルクの物件の賃貸借は、一件も登録されていないことである。未成年者の資産の会計報告の検討から、実際には、ワクフ物件となっている商店や農園が、高額の賃貸料で貸し出されていることが明らかとなったが、これは二重契約ではなく、資本財の賃貸借によるものと考えられる。すなわち、資本財をはじめミルクの物件の賃貸借が、当人間の契約によって、より広く行われていた可能性をうかがわせる。これは、きわめて少額の家屋（ミルク）の売買や相続でも、証

人や代理人を依頼して法廷に登録していたことと比べるときわめて対照的であり、今後の検討課題といえる⁽⁵⁹⁾。また、社会経済資料としては、法廷台帳が登記の対象とした範囲について、資料の性格を十分見極めたうえでこれを利用する必要があるだろう。

未成年の相続財の運用は、分割相続によって生じる未成年者の多額の資産をデッドストックとするのではなく、貸付や不動産投資や賃貸などによって活発に運用していたことを示している。運用にあたっては、貸付にせよ、売買にせよ、法廷の許可を必要とし、会計報告が求められていたが、そのイニシアティブは後見人にあり、これらの運用益は生計費によって相殺され、最終的には、後見人の懐におちるしかけになっていた。イスラム法や法廷の形式性の背後には、このような現実的な利益が埋め込まれていたのである。

前稿の法廷をめぐる人間関係と本稿の社会経済関係の分析を通じて明らかとなったことは、個々人が各種の物件に設定された重層的で細分化された権利を、売買、賃貸借、貸付などによって、組み合わせながら、生活し、経営する姿である。とりわけ、不動産そのものではなく、実質的には営業権にあたる資本財が最大の市場価値をもっていた。それは、イスラム法の形式主義的なルール(証人・証言主義)に則りながらも、これにがんじがらめになるのではなく、むしろ、現実的な利害に応じて、形式を踏むことによって、形式を使いこなしていく姿といえるかもしれない。本稿で明らかとなった資本財の市場性、ワクフの私有権化などは、オスマン時代に一般的な現象なのか、それとも 19 世紀後半に生じたものかについては、今後の検討課題としたい。

1 前稿で用いた 4 冊のサーリヒーヤ法廷台帳に加え、新たに発見された同法廷の台帳 699 を(前稿注 36 を参照)、98 年 5 月に補充調査した。台帳 699 は、1295/7/2 から同年 12/25 (西暦 1878/7/2-12/20) までの 55 文書を含み、新たに裁判官と

して、Shaṭṭi Zāde (8件) が加わっていることからみて、同人のナーイブの就任を機に新編された台帳と考えられる。本稿での集計結果には、台帳 699 の文書を含めたものを用いるため、前稿と異なる数字が挙げられることになることをおこわりする。

- 2 論文末の参考文献一覧を参照。
- 3 LCRD 691-156, 669-153, 699-15。
- 4 cf. Reilly, Shari'a Court Registers, p.158 ; Barthélemy, p.771。
- 5 家屋に関する用語については、Abudel Nour, Types architecturaux; id., Habitat ; Pascual, Du notaire を参照。諸権利には、炊事場やトイレなどが含まれた (Pascual, Du notaire, pp.392-3)。
- 6 LCRD 660-9, 115, 117 など。客間が分離して売買される例が多いのは、家族の居住空間ではないうえに、広さもあり、分離して利用が可能であったためと考えられる。
- 7 LCRD 660-117。
- 8 Fāṭima は、ハンマーム小街区の家屋を、父からの相続などにより 7+1/20 q 所有していたが、1291 年 1 月に、同じく父の遺産の相続人である母と兄弟姉妹から、二回にわけて 89 リラと 5000 クルシュで購入し、家屋全部を所有するにいたった (LCRD 647-131, 146)。
- 9 cf. Hanna, Habiter au Caire, pp.30-35。
- 10 前稿注 67 参照。
- 11 住宅家屋の構造については、Abdel Nour がその先鞭をつけたが、現在では、特定の街区の住宅家屋について、法廷文書と建築調査を併用した研究がすすめられている。ダマスクスのサールージャー街区についての Moaz の研究、ダマスクス・フランス・アラブ研究所によるミーダーンの調査や Marino の研究 (Roujon & Vilan), アレッポについての Gangler の研究などが挙げられる。また、Hanna は、17-18 世紀のカイロの家屋の売買や構造についての分析を行っている。
- 12 LCRD 660-36, 691-120, 121 など。
- 13 オスマン時代の邸宅の様式である主人用とハレム用の二つの中庭をもつ邸宅の売買もみられ、その売買価格は、22,000 クルシュ (q 単価 916.7, LCRD, 647-162), 18,700 クルシュ (q 単価 1335.7, LCRD, 660-68) と高価である。
- 14 Fāṭima が購入した家屋は三方を果樹園 (庭園) に囲まれていた (注 8 参照, LCRD, 647-131, 146) ほか、699-14 など。
- 15 アガ (LCRD 647-113, 699-11, 12 など) ; ペイ (LCRD 691-190)。

- 16 サカティー家については、前稿 181-2 頁を参照。
- 17 以上 LCRD, 691-8 による。サカティー一家一族の家屋は、このほかハンマーム小街区に 5 軒を確認することができる (660-23, 669-56, 667-107, 669-179, 691-82)。
- 18 両区域とも法廷台帳に複数の家屋の売買が記録されていることから、これをサンプルとした。
- 19 Moaz は、住宅を 3 ランクに分け、敷地面積 100m²以下を下層、100-300m²までを中層、300m²をこえるものを上層の住宅とする。
- 20 LCRD 660-1, 41, 60 など。
- 21 Deghilhem, Waqf Documents, pp.79-83; Reilly, Properties, p.113; id., Shari'a Court Registers, p.167; Muḥammad Kurd 'Alī, Kḥiṭāṭ, V, p.110。
- 22 LCRD, 660-70, 87, 98, 123, 691-115, cf. Zuhdī, p.121。
- 23 669-166 は、同じくシャルカスィーヤ・スークの商店の賃貸借契約であり、商店の資本財は賃借者のミルクであることが付記されている。669-179 では、金曜スークの商店の資本財の所有権を相続した母子が、商店本体の賃貸借契約を締結する。
- 24 ムヒーディーン・ジャーミーの東側の広場を囲む一帯を指し、市内からの購入客も訪れ、賑わったという (*Ḥadīth Dimashqī*, pp.56-57)。シャルカスィーヤ・スークは、同名の学院の周辺と考えられる。
- 25 LCRD, 669-166。
- 26 LCRD, 660-21, 669-179。
- 27 三浦「マムルーク朝時代のサーリヒーヤ」; T. Miura, Ṣālihiyya を参照。
- 28 19-20 世紀におけるワクフの侵食 (ミルク化) の進行については、三浦「ダマスクスのマドラサとワクフ」『上智アジア学』13, 1995, pp.37-39 を参照。
- 29 cf. Muḥammad Kurd 'Alī, Ghūṭa; *EI*², GHŪṬA。
- 30 Properties, pp.96-100。
- 31 LCRD, 647-54, 55, 94, 152 etc. cf. Properties, p.93; Shari'a Court Registers, p.166; Zuhdī, p.123。
- 32 LCRD, 691-27, 169。691-154, 231 では、資本財の売却に伴い、売却者はワクフ物件の賃貸借権を購入者に転貸している。cf. 柳橋『イスラーム財産法』pp. 27-28。
- 33 LCRD, 647-37, 691-19, 118, 123, 188 など。ムサーカートの原義は「水をやる」ことであり、果樹園の所有者が、果樹栽培のために人を雇い、賃金のかわりに、果実の一部を与える形の雇用契約をさした (『イスラーム財産法』pp.148-150)。

- Deghilhem によれば、17世紀以降、ダマスクスの法廷文書では、果樹の栽培を他者に委ねるムサーカート契約が記録されている (Deghilhem, Waqf Documents, pp.83-95)。果樹栽培の分益契約の文面は、「賃貸された土地に元来生育する果樹はワクフの所有であり、賃貸借契約期間は、賃借者がみずからまたは他者の労働によって(栽培し)、労働の権利として、元来の収穫と残りに関する慣習により、収穫は1/100がワクフの、残りが賃借者のものとなる」とされている (前稿のテキスト 660-29 参照)。
- 34 LCRD, 669-19, 49, 155, 159, 188, 691-28 など。
- 35 LCRD, 647-27, 39, 83, 158。
- 36 LCRD, 691-19, 26, 179。
- 37 LCRD, 660-29, 699-39。
- 38 Khoury, Urban Notables, pp. 35, 46, 118-9.
- 39 Waqf Documents, pp.76-79 ; Shari'a Court Registers, p.161-163 ; Zuhdi, p. 122。
- 40 LCRD, 647-144, 691-11, 170。
- 41 LCRD, 660-128, 129 の製粉場へのムルサドの設定では、賃貸料は1700クルシュとなっているが、この場合でも、返済総額5277クルシュに対し、賃貸料からの繰り入れは年200クルシュにすぎない。
- 42 柳橋「都市とイスラム法」p.12 ; Cattan, Law of Waqf, p.209。
- 43 LCRD, 669-221, 699-39。
- 44 Schacht, Islamic Law, pp.169-174 ; Coulson, Succession, pp.29-78 ; 遠峰四郎『イスラム法』pp.52-72などを参照。
- 45 前稿, 注64参照。
- 46 LCRD, 669-132。
- 47 LCRD, 669-29。
- 48 前稿 p.223 のアラビア語テキスト (LCRD, 691-174) および, 647-102 など。
- 49 インク壺 (LCRD, 669-184, 213, 243), ショール (691-117, 136)。
- 50 LCRD, 669-118, 126。
- 51 al-Qāsimī, Qāmūs, p.429。
- 52 LCRD, 691-49。
- 53 「(サーリヒーヤ法廷の) カーティブ Muḥammad Sa'īd Efendī al-Nābulusī の手を経て」購入された例として (LCRD, 669-214, 224, 233)。また LCRD, 669-118 ではナーイブの関与も記されている。

- 54 上回る例 (LCRD, 691-14, 20, 64, 699-31) ; 下回る例 (669-237, 691-7, 102 など)。
- 55 LCRD, 691-27, 28, 132, 169。
- 56 物件2-4の賃貸料収入の記載がないのは、会計報告の対象時期に収入となるべき支払いがなかったためであろう。物件5と7の賃借料支出が記録されていないため、資本財のみを貸出したとも考えうるが、同様の支払い時期のずれによるものと思われる。
- 57 なお、前稿で述べたように、サーリヒーヤ法廷台帳での取引者のほとんどは同街区の住民と考えられるが、本稿では、さらに、同街区や近郊の家屋、商店、農園に絞って検討することにより、同街区に所在する物件とそれをめぐる住民の社会経済関係を扱った。
- 58 タキーヤ・スレイマーニーヤ (学院) の説教者 (ワーイズ) の年収は、4000クルシュに相当したという (Biṭār, II, p.680 ; Shaṭṭi, p.336)。
- 59 大河原知樹氏のご教示によれば、オスマン帝国は、1284/8/6 (1867/12/3) に公布した不動産契約法において、私有不動産の賃貸借契約は、市行政局の証明をうけ、街区や同業組合の台帳に登録することなどを定めた (Düstūr, I, pp. 263-269)。

主要資料・参考文献

([] 内は、本稿における略号を示す)

(文書資料)

- Sijillāt Maḥākīm Shar'īya (Law Court Registers), Markaz al-Wathā'iq al-Ta'rikhiya bi-Dimashq. [LCRD]
Dimashq, no.647, 660, 669, 691, 699 (Maḥkama al-Ṣālihiya)
Dimashq, no.641, 665 (Maḥkama al-'Awniyya), 642, 679 (al-Sināniyya), 643, 658 (al-Buzūriyya), 649 (al-Bāb), 653 (al-Midān), 648, 662, 672 (al-Qassām)
Ḥujjaj al-Maḥākīm al-Shar'īya, Markaz al-Wathā'iq al-Ta'rikhiya bi-Dimashq. [Ḥujja]

(叙述資料)

- al-Biṭār, ‘Abd al-Razzāq, *Ḥilyat al-bashar fī ta’riḫ al-qarn al-thālīth ‘ashara*, Muḥammad Baḥjat al-Biṭār ed., 3 vols., Dimashq, 1961-63. [Biṭār]
- al-Ḥiṣnī, Muḥammad Adīb Taqī al-Dīn, *Kitāb muntakhabāt al-tawāriḫ li-Dimashq*, 3 vols., Dimashq, 1327A.H., repr. Bayrūt. [Ḥiṣnī]
- Ibn ‘Ābidīn, *Hāshiya radd al-muḥtār ‘alā al-durr al-mukhtār sharḥ tanwīr al-abṣār*, 8 vols., Bayrūt, 1992. [Ibn ‘Ābidīn]
- Ibn Qudāma, Muwaffaq al-Dīn, *al-Mughnī, wa yalī-hi al-Sharḥ al-Kabīr*, 12 vols. & Index., Bayrūt, 1979. [Mughnī]
- Mardam Bek, Khalīl, *A’yān al-qarn al-thālīth ‘ashara fī al-fīkr wa al-siyāsa wa al-ijtimā’*, Bayrūt, 1971. [Mardam Bek]
- Muḥammad Kurd ‘Alī *Khiṭaṭ al-Shām*, 6 vols., Dimashq, 1983. [Khiṭaṭ]
- Muḥammad Kurd ‘Alī, *Ghūṭa Dimashq*, 3rd ed., Dimashq, 1984. [Ghūṭa]
- Muḥammad Muṭī’ al-Ḥāfiẓ & Nizār Albāza, *‘Ulamā’ Dimashq wa a’yān-hā fī al-qarn al-thālīth ‘ashara al-hijrī*, 2 vols., Dimashq, 1991. [‘Ulamā’ 13H]
- Muḥammad Muṭī’ al-Ḥāfiẓ & Nizār Albāza, *‘Ulamā’ Dimashq wa a’yān-hā fī al-qarn al-rābi’ ‘ashara al-hijrī*, 3 vols., Dimashq, 1986-91. [‘Ulamā’ 14H]
- Najāṭ Qaṣṣāb Ḥasan, *Ḥadīth Dimashqī 1884-1983*, Dimashq, 1988.
- al-Qāsimī, Muḥammad Sa’īd & Jamāl al-Dīn al-Qāsimī, *Qāmūs al-ṣīnā’āt al-shāmīya*, Paris, 1960, repr. Dimashq, 1988. [Qāmūs]
- Ṣāliḥ al-Furfūr, Muḥammad ‘Abd al-Laṭīf, *A’lām Dimashq fī al-qarn al-rābi’ ‘ashara al-hijrī*, Dimashq, 1987. [Furfūr]
- al-Shaṭṭī, Muḥammad Jamīl, *A’yān Dimashq fī al-qarn al-thālīth ‘ashara wa niṣf al-qarn al-rābi’ ‘ashara*, Dimashq, 1994. [Shaṭṭī]

(年鑑・地図)

- Sālnāme-i Vilāyet-i Sūriye*, vol.1-10 (1285-1295) [Sālnāme]
- Düstūr*, 4 vols. & Supple., İstanbul, 1289-1302 A. H. [Düstūr]
- Plan Cadastral: Tcharkasié, Abou Jarasse, Akrad, 1932-33.

(研究)

- Akram Ḥasan al-‘Ulābī, *Khiṭaṭ Dimashq: Dirāsa ta’riḫīya shāmīla*, Dimashq, 1989. [‘Ulābī]

- Abudel Nour, Antoine “Types architecturaux et vocabulaire de l’habitat en Syrie aux XVI^e et XVII^e siècles”, D. Chevallier, *L’espace social de la ville arabe*, Paris, 1979. [Types architecturaux] ;
- id., “Habitat et structures sociales à Alep aux XVII^e et XVIII^e siècles d’après des sources arabes inédites”, A Bouhdiba & D. Chevallier ed., *La ville arabe dans l’Islam*, Tunis, 1982. [Habitat]
- id., *Introduction à l’histoire urbaine de la Syrie ottomane (XVI^e-XVIII^e siècle)*, Beyrouth, 1982. [Introduction]
- Barthélemy, A., *Dictionnaire Arabe-Français: Dialectes de Syrie-Alep, Damas, Liban, Jérusalem*, Paris, 1935-69. [Barthélemy]
- Bayındır, Abdülaziz, *İslâm Muhakeme Hukuku: Osmanlı Devri Uygulamasi*, İstanbul, 1986. [Bayındır]
- Cattan, H., “The Law of Waqf”, M. Khadduri & H.L. Liebesny, *Law in the Middle East*, vol. 1, Washington D.C., 1955. [Law of Waqf]
- Coulson, Noel J., *A History of Islamic Law*, Edinburgh, 1964 (repr. 1978). [Coulson]
- id., *Succession in the Muslim Family*, Cambridge, 1971. [Succession]
- Deguilhem, Randi, “Waqf Documents: A Multi-Purpose Historical Source-The Case of 19th Century Damascus”, Daniel Panzac ed., *Les villes dans l’Empire Ottoman: Activités et sociétés*, tome 1, Paris, 1991. [Deguilhem]
- Gangler, Anette, *Ein Traditionelles Wohnviertel im Nordosten der Altstadt von Aleppo in Nordsyrien*, Tübingen, 1991. [Gangler]
- Ghazzal, Zouhair, *L’économie politique de Damas durant le XIX^e siècle: Structure traditionnelles et capitalisme*, Damas, 1993. [Ghazzal]
- Hanna, Nelly, *Habiter au Caire aux XVII^e et XVIII^e siècle*, Le Caire, 1991.
- Khoury, Philip S., *Urban Notables and Arab Nationalism: The Politics of Damascus 1890-1920*, Cambridge, 1983. [Urban Notables]
- Mandaville, Jon E., “The Ottoman Court Records of Syria and Jordan”, *Journal of the American Oriental Society*, 86, 1966. [Mandaville]
- Marino, Brigitte, *Le Faubourg du Mūdān à l’époque ottomane: Espace urbain, société et habitat (1742-1830)*, Damas, 1997. [Marino]
- Milād, Salwā ‘Ali Ibrāhīm, “Registres judiciaires du tribunal de la Šālihiyya Nağmiyya: Etudes des archives”, *Annales Islamologiques*, 12, 1974. [Milād]

- Miura, Toru, "The Ṣāliḥiyya Quarter in the Suburbs of Damascus: Its Formation, Structure and Transformation in the Ayyūbid and Mamlūk Periods", *Bulletin d'Études Orientales*, 47, 1995. [Ṣāliḥiyya]
- Moaz, Abd-Razzaq, "From Notables Palaces to Modests Houses: Housing Plan and Social Categories in Damascus (17th-19th Century)", Paper presented at a seminar of École des Hautes Études en Sciences Culturelles, Tokyo, 1997. [Notables Palaces]
- Pascual, Jean-Paul, "Du notaire au propriétaire en passant par l'expert: Descriptions de la <maison> damascène au XVIII^e siècle", *L'habitat traditionnel dans les pays musulmans autour de la Méditerranée*, tome 2, Le Caire, 1990. [Du notaire]
- id. & Colette Establet, *Familles et fortunes à Damas: 450 foyers damascaines en 1700*, Damas, 1994. [Familles]
- Rafeq, Abdul-Karim. "Les registres des tribunaux de Damas comme source pour l'histoire de la Syrie", *Bulletin d'Études Orientales*, 26, 1973. [Registres des tribunaux]
- id., "The Social and Economic Structure of Bab-al-Musalla (al-Midan), Damascus, 1825-1875", G.N. Atiyeh and I.M. Oweiss eds., *Arab Civilization: Challenges and Responses*, N.Y., 1988. [Midān]
- id. "The Law-Court Registers of Damascus, with Special Reference to Craft-corporation during the First Half of the Eighteenth Century", J. Berque and D. Chevallier eds., *Les arabes par leur archives*, Paris, 1976. [Law-Court Registers]
- id., "Land Tenure Problems and their Social Impact in Syria around the Middle of the Nineteenth Century, T. Khalidi ed., *Land Tenure and Social Transformation in the Middle East*, Beirut, 1984. [Land Tenure Problems]
- id., "City and Countryside in Ottoman Syria", *Urbanism in Islam: The Proceedings of the International Conference on Urbanism in Islam*, vol.3, Tokyo, 1989. [City and Countryside]
- id., "Public Morality in 18th Century Ottoman Damascus", *Revue du Monde Musulman et de la Méditerranée*, 55 & 56, 1990. [Public Morality]
- Reilly, James, "Shari'a Court Registers and Land Tenure around Nineteenth-Century Damascus", *MESA Bulletin*, 21/2, 1987. [Shari'a Court Registers]

- id., “Properties around Damascus in the Nineteenth Century”, *Arabica*, 37, 1990. [Properties]
- id., “Rural Waqfs of Ottoman Damascus: Rights of Ownership, Possession and Tenancy”, *Acta Orientalia*, 51, 1990. [Rural Waqfs]
- id., “Property, Status and Class in Ottoman Damascus: Case Studies from the Nineteenth Century”, *Journal of the American Oriental Society*, 112, 1992. [Status and Class]
- Roujon, Yves & Luc Vilan, *Le Midan: Actualité d’un faubourg ancien de Damas*, Damas, 1997. [Midan]
- Schacht, Joseph., *An Introduction to Islamic Law*, Oxford, 1964. [Introduction]
- Schilcher, Linda Schatkowski, *Families in Politics*, Stuttgart, 1985. [Schilcher]
- al-Shihābī, Qutayba, *Aswāq Damashq al-qadīma wa mushayyadāt-hā al-ta’rikhiya*, Dimsahq, 1990. [Shihābī]
- Tyan, Emile, *Histoire de l’organisation judiciaire en pays d’Islam*, Leiden, 1960. [Organisation]
- id, *Le notariat et le régime de la preuve par écrit dans la pratique du droit musulman*, Beyrouth, 1945. [Notariat]
- Zuhdi Yakn, *al-Waqf fi al-sharī’a wa al-qānūn*, Bayrūt, 1388 A.H. [Zuhdī]
- 大河原知樹「ダマスカスにおけるアーガー層の成立」『日本中東学会年報』7, 1992. [「アーガー層」]
- 三浦徹「マムルーク朝時代のサーリヒーヤ：街区とウラマー社会」『日本中東学会年報』4/1, 1989。
- 同「オスマン朝時代のシリア研究：A・K・ラーフェク氏のシャリーア法廷文書研究を中心に」『お茶の水史学』34, 1991. [「オスマン朝時代のシリア研究」]
- 同「カーディーと公証人：イスラム法世界の裁判と調停」『歴史学研究』717, 1998. [「カーディーと公証人」]
- 柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』創文社, 1998. [「イスラーム財産法」]
- [付記] 本稿について、柳橋博之、江川ひかり、大河原知樹の三氏から、貴重な助言を頂いたことに深く謝意を表したい。なお、表5の家屋の敷地面積計算および地図2の作図には、Arc View GIS Ver. 3.0を用いた。

表1 法廷台帳の内容

	647	660	669	691	699	計
期間	1290/1/22-91/6/5	1290/7/17-92/2/27	1291/12/5-94/12/28	1292/4/14-95/9/5	1295/7/2-12/25	
売買	86 (53.4)	72 (46.8)	23 (9.4)	74 (38.3)	20 (37.7)	275 (34.0)
賃貸借	19 (11.8)	13 (8.3)	11 (4.5)	16 (8.3)	5 (9.4)	64 (7.9)
相続	9 (5.6)	29 (18.6)	74 (30.2)	24 (12.4)	6 (11.3)	142 (17.6)
後見	20 (12.4)	16 (10.3)	55 (22.4)	24 (12.4)	3 (5.6)	118 (14.6)
会計報告	0	1 (0.6)	5 (2.0)	18 (9.3)	3 (5.6)	27 (3.3)
承認	3 (1.9)	5 (3.2)	19 (7.8)	15 (7.8)	2 (3.8)	44 (5.4)
借金	0	0	2 (0.8)	0	0	2 (0.2)
訴訟	16 (9.9)	8 (5.1)	29 (11.8)	18 (9.3)	7 (13.2)	78 (9.7)
離婚	4 (2.5)	1 (0.6)	0	1 (0.5)	0	6 (0.7)
保証	0	7 (4.5)	15 (6.1)	3 (1.6)	0	25 (3.1)
許可	3 (1.9)	4 (2.6)	11 (4.5)	0	7 (13.2)	25 (3.1)
その他	1 (0.6)	0	1 (0.4)	0	0	2 (0.2)
計	161	156	245	193	53	808
重複反故	3	1	3	3	1	11
通達	4	0	0	0	1	5

カッコ内は構成比。

表2 当事者（取引者）の社会構成

		相続(142)	売買(275)	賃貸(64)	総計
被相続人 ／売却者 ／賃貸者	計	142[1.00]	538[1.96]	180[2.81]	860[1.79]
	女性	47(33.1)	239(44.4)	56(31.1)	340(39.5)
	未成年	0	105(19.5)	21(11.7)	126(14.7)
	Ef/Sh	1/6(4.9)	9/3(2.2)	29/3(17.8)	39/12(5.9)
	Ag/Be/Pa	8/0/1(6.3)	5/7/1(2.4)	5/7/0(6.7)	18/14/2(4.0)
相続人/ 購入者/ 賃借者	計	652[4.59]	350[1.27]	265[4.14]	1267[2.63]
	女性	336(51.5)	98(28.0)	108(40.8)	542(42.8)
	未成年	252(38.7)	48 (13.7)	33(12.5)	333(26.3)
	Ef/Sh	1/1 (0.3)	8/1(2.6)	4/1(1.9)	13/3(1.3)
	Ag/Be/Pa	2/0/0(0.3)	5/2/0(2.0)	2/24/1(10.2)	9/26/1(2.8)

カッコ内は構成比、 [] は1件当たりの平均人数。
Ef:Efendi, Sh:Shaykh, Ag:Aghā, Be:Bey, Bük, Pa:Paşa

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(2)

表3-1 売買と賃貸借 (サーリヒーヤ法廷)

		売買					賃貸借						
		件数	平均価格	平均価格/q	S/B数	Sal	Sal 郊外	件数	平均賃賃料	平均賃賃料/q	L/R数	Sal	Sal 郊外
家屋	全体	128	2748.8	236.0	1.90/1.15	122	1	4	47.13	2.04	4.5/1.75	4	0
	建物のみ	6	6211.7	265.8		6	0	—					
	居室のみ	11	689	58.6		9	0	—					
	土地のみ	—						4	6.63	0.57	2.75/4.75	3	1
	複合	4	—	—		3	0						
	小計	149 (46.3)	2750.1	224.7	1.91/1.21	140 (94.0)	1 (0.7)	8 (11.6)	26.88	1.31	3.63/3.25	7 (87.5)	1 (12.5)
商店	全体	7	1466.7	66.3		7	0	3	25.33	1.06	2.33/2.33	3	0
	土地建物	2	610	50.9		3	0	—					
	建物のみ	3	3384.4	437.3		0	0	—					
	資本財	7	2669.3	152.7		2	0	—					
	複合ほか	3	—	—		1	0	—					
	小計	22 (6.8)	2000.9	147.4	2.41/1.18	13 (59.1)	0	3 (4.3)	25.33	1.06	2.33/2.33	3 (100)	0
農園	全体	8	12591.3	1660.3		1	7	2	35	1.46	1/1	3	0
	土地	8	2383.5	752.4		0	8	47	61.77	4.21	3.53/4.45	2	44
	資本財	57	6580.7	1231.9	2.07/1.46	2	55	—					
	果樹	39	3294.1	480.1	2.56/1.85	1	25	—					
	複合	14	10659	—		0	11	2	143	1.25	1/3	0	1
	小計	126 (39.7)	6171.0	984.7	2.16/1.56	4 (3.2)	106 (84.1)	51 (73.9)	63.91	4.02	3.33/4.25	5 (9.8)	45 (88.2)
	倉庫	6	936.7	48.0		5	0	—					
	製粉場 ¹	2	2500	5000		0	2	6	446.87	50.49		1	2
	浴場 ²	5	6875	4138		5	0	—					
	隊高宿	1	7205	300.2		1	0	—					
	その他	11	—	—		4	3	1	800	33.33	4/7	0	0
総計		322	4083.0	587.3	2.03/1.33	172 (53.4)	112 (34.7)	69	90.31	6.89	3.35/4.06	16 (23.2)	48 (69.6)

¹ 製粉場の売買価格は本体部分を対象とした1件の価格を、賃賃料は、全体を対象とした5件の平均を示す。
² 浴場の価格は、4件の資本財の平均を示す。
 略号：S売却者 B購入者 L賃賃者 R賃賃者 Sal サーリヒーヤ
 カッコ内は構成比を示す。所在の構成比(斜体字)は、各物件の総数に対する百分比を示す。

表3-2 売買（ミーダーン法廷）						
		価格（クルシュ）			所在	
		件数	平均価格	平均q価格	ミーダーン	ムサッラー
家屋	全体	69	3858.7	318.5	40	10
	建物のみ	5	3428.8	277.1	4	0
	居室のみ	4	800	35.4	2	1
	複合	4	2743.5	—	2	1
	小計	82(71.3)	3672.6	297.5	48 (58.5)	12(14.6)
商店	全体	9	1967	98.1	4	2
	資本財	6	3658.3	167.4	3	0
	複合	1	6725	—	0	0
	小計	16(13.9)	2691.9	127.8	7(43.8)	2(12.5)
農園	全体	1	400	16.6	0	0
	土地	1	1400	1120	0	1
	資本財	2	1155	935	0	0
	果樹	5	3226.7	134.4	0	0
	複合	2	9500	—	0	0
	小計	11(9.6)	3643.3	590.5	0	1(9.1)
	倉庫	4(3.5)	7380	519.5	2	1
	納屋	2(1.7)	2425	181.3	1	0
	総計	115	3656.7	306.2	58(50.4)	16(13.9)
	カッコ内は構成比を示す。所在の構成比は、当該物件に対する百分比を示す。					

表4-1 売買家屋の価格と構造 (サーリヒーヤ街区)

構造物	件数	売買価格 (qあたり、クルシュ)							
		-100	-200	-300	-400	-500	-1000	1001-	不明
中庭	120(98.4)	42	37	18	5	4	10	3	1
井戸	68(55.7)	25	24	12	2	3	1	1	0
噴水池	15(12.2)	1	2	2	1	0	7	2	0
台所	18(14.6)	3	7	3	0	0	4	1	0
イーワーン	19(15.4)	3	5	4	1	0	5	1	0
客間	26(21.1)	7	11	4	1	0	2	1	0
テラス	9(7.3)	1	1	2	1	0	3	1	0
階段	17(13.8)	1	7	3	1	0	4	1	0
総数	122	43	38	18	5	4	10	3	1
構成比		(35.6)	(31.4)	(14.9)	(4.1)	(3.3)	(8.3)	(2.5)	—

表4-2 売買家屋の所在と価格
(サーリヒーヤ街区)

小街区	件数	平均単価	平均q単価
Akrād	16(13.1)	3601.7	232.4
Abu Jarash	37(30.3)	1607.7	147.6
Sūq al-Jum'a	6(4.9)	1395	115.8
Jihārkaṣiya	10(8.2)	2541.5	153.6
Ḥammām al-Muqaddam	14(11.5)	4191.1	623.5
Taghāliba	6(4.9)	2695.7	137.3
Artūdak	5(4.1)	915.5	51.4
Sikka	12(9.8)	2118.8	150.4
サーリヒーヤ計	122	2735.1	236.5

カッコ内は構成比。価格はクルシュ。

表4-3 売買家屋・商店の隣接物件（サーリヒーヤ街区）						
		家屋（122軒）		商店（14軒）		用語
		件数	構成比	件数	構成比	
家屋	自宅	239	50.0	10	18.2	dār fulān
	賃貸家屋	34	7.1	0	—	dār bi-yad
	ワクフ物件	2	0.4	0	—	dār waqf
商店	自己所有	1	0.2	6	10.9	dukkān fulān
	賃貸	0	—	2	3.6	dukkān bi-yad
	ワクフ	0	—	3	5.5	dukkān waqf
	農園・庭園	19	4.0	5	9.1	junayna, ḥākūra
	倉庫	12	2.5	2	3.6	bā'ika
	道路	161	33.7	21	38.2	ṭariq, zuqāq, dakhla
	（内袋小路）	23	(14.3)	0	—	ghayr nāfidh
	隊商宿	0	—	1	1.8	khān
	その他	10	2.1	5	9.1	
	不明	10	—	1	—	
計	488		56			

袋小路の構成比は、道路に対する比率を示す。

表5 家屋の面積（地籍地図に基づく）

小街区／ 小路		平均		敷地面積による分布						
		家屋数	敷地面積	中庭数	-50	-100	-200	-300	-400	-600
ア ブ ー ・ ジ ヤ ラ シ	Abū Asad	13	174.3	1.08						
	'Aqabe	33	109.2	0.82						
	Abū Sha'r 1	10	107.4	1.00						
	Abū Sha'r 2	12	113.7	0.67						
	小計	68	122.2	0.87	14	22	20	7	3	2
	構成比				(20.6)	(32.4)	(29.4)	(10.3)	(4.4)	(2.9)
タ ガ ー リ バ	Taghāliba 1	14	122.8	1.07						
	Taghāliba 2	14	81.6	1.00						
	Mālik	47	88.9	0.96						
	小計	75	93.8	0.99	13	37	20	5	0	0
	構成比				(17.3)	(49.3)	(26.7)	6.7)		
総計		144	107.3	0.93						

敷地面積には中庭を含む。単位はm。

表6 相続

	全体		被相続人		不動産		相続額の分布			
	件数	金額	男性	女性	売却した 場合	共有相続 した場合	相続額 総額	件数	相続額 一人当り	件数
資産	142	6043.4	6602.5	4913.3	14502.0	7149.7	-0	10(7.0)	-0	10(7.0)
債務	63	4117.3	4612.6	2383.7	6597.2	3951.8	-500	24(16.9)	-100	22(15.5)
費用	142	211.4	213.1	208.3	—	—	-1,000	17(12.0)	-200	12(8.5)
相続	132	3510.5	3661.6	3221.3	7893.6	3898.1	-1,500	20(14.1)	-300	16(11.3)
相続人数	4.59人		4.76	4.25	4.64	5.46	-2,000	8(5.6)	-400	13(9.2)
(女性)	336人						-3,000	15(10.6)	-500	7(4.9)
(未成年)	252人						-4,000	9(6.3)	-600	7(4.9)
一人当り		784.2	783.0	786.6	1701.2	713.9	-5,000	13(9.2)	-700	6(4.2)
							-6,000	1(0.7)	-800	7(4.9)
							-7,000	6(4.2)	-900	4(2.8)
							-8,000	0	-1,000	3(2.1)
							-9,000	3(2.1)	-2,000	20(14.0)
							-10,000	3(2.1)	-3,000	8(5.6)
							-15,000	7(4.9)	-4,000	2(1.4)
							-20,000	5(3.5)	-5,000	2(1.4)
							20,001-	1(0.7)	5,001-	3(2.1)
総件数			95	47	17	18		142		142

平均金額の算出に際しては、債務超過は相続額ゼロとみなし、また各項目の1クルシ未満の金額は切り捨てて計算した。

表7 物価と給与				
		金額/単位	月額/年額 (クルシュ)	出典
給与	コーラン朗唱者	10Q/日	300/3600	<i>Qamas</i> , p.463
	料理人	3L/月	330/3960	<i>ibid.</i> , p.311
	洗濯女	3-6Q/日	90-180/ 1080-2160	<i>ibid.</i> , p.311
	農婦	60P/日	45/540	<i>ibid.</i> , p.329
	土方	7Q/日	210/2520	<i>ibid.</i> , p.333
	道路掃除	4Q/日	120/1440	<i>ibid.</i> , p.395
	左官	15-20Q/日	450-600/ 5400-7200	<i>ibid.</i> , p.298
支出	肉	10-20Q/raṭl		<i>ibid.</i> , p.401
	ぶどう	1-3Q/raṭl		<i>ibid.</i> , p.321
	ケーキ	4-5Q/raṭl		<i>ibid.</i> , p.390
	外食	30-40P/回		<i>ibid.</i> , p.453
	コーヒー店	5-20P		<i>ibid.</i> , p.368
	綿布	1000Q/qintār		<i>ibid.</i> , p.360
	帳簿代	14Q		LCRD691-133
	割礼費用	732Q		同
	農園の壁修理	542Q		同
	寝具	202Q		669-215
Q:クルシュ P:バラ L:リラ raṭl: 2.574kg qintār: 257.4kg				